

平成29年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成29年9月7日 開会

平成29年9月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第3回新十津川町議会定例会

平成29年9月7日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 財政援助団体監査結果報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
 - 6) 常任委員会政務調査報告
- 第4 委員会への付託の報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について
- 第9 議案第55号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）（内容説明まで）
- 第10 一般質問
- 第11 議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第12 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第13 議案第58号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第14 認定第1号 平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第15 認定第2号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第16 認定第3号 平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第17 認定第4号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第18 認定第5号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第19 報告第7号 平成28年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第20 報告第8号 平成28年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
会計管理者	谷口秀樹君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	中畑晃君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦を願います。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成29年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君） 皆さん、おはようございます。それでは去る9月1日に開催されました議会運営委員会の内容について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

3番の出席者は、記載のとおりでございます。

4番目に説明員として、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただいたところでございます。

5の協議事項並びに申し合わせ事項について、ご報告をさせていただきます。

（1）といたしまして、平成29年第3回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしまして9月7日、本日から9月12日までの6日間といたしたいとするものでございます。

（2）日程については、裏面に記載されたとおり進めるということでございます。

裏面をご覧になっていただきたいと思いますと思いますが、本日は上程される議案説明、その後、28年度の決算を認定するべく特別委員会を組織するというふうになっています。

2日目からは、決算審査特別委員会によって一般会計さらに特別会計の審査を行うという内容でございます。

最終日が12日になりまして、上程された議案等について採決を行うという流れになってございます。

なお、決算審査特別委員会については、午前9時から開催するというふうな内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（3）でございます。付議案件につきましては、平成29年度会計補正予算が1件、規約の変更が3件、人事案件が3件、認定が5件、報告4件、計16件であるということで、こ

れも総務課長から説明を受けたところでございます。

(4) の一般質問については4人、件数として7件。本日午後からこれを行うこととなつてございます。

(5) 請願、陳情等の受理状況でございますけども、事務局長の方から8月31日現在、陳情を2件受理した旨の報告を受けました。議運で検討した結果、陳情1件は所管の委員会に付託をするということといたしました。

(6) 議員発議による議案は1件。内容は、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書ということでございまして、定例会最終日に上程をいたしたいとするものでございます。

以上、議運からの報告とさせていただきます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から9月12日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおり

でございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を、鈴木康裕君よりお願いいたします。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは議長のご指示がございましたので、8月23日に開催されました平成29年第2回西空知広域水道企業団議会定例会の内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、企業長行政報告がございまして、業務量に関する件、給水収益の状況、給水装置工事の実施状況、建設工事の実施状況について報告がありました。いずれも順調に執行されているとのことであります。

もう一つ、5月17日雨竜町内で発生した漏水事故報告がございました。国道275号線沿いの土の中に埋められている硬質塩化ビニール管150ミリメートルに、何らかの応力が加わり115センチメートルの亀裂が発生しました。漏水箇所を発見、修理し、配水ルートを替えたところ、雨竜町内のかなりの地域で赤水が発生しました。赤水は排泥弁などから順次排出し、次の日に給水所を設け住民に飲料水を供給し、大きな混乱にはならなかったという報告でございます。

次に、報告事項が1件、議決案件は5件ございましたが、議案8号から10号までは、いずれも規約についての団体名の変更などで、原案どおり承認されております。

議案第11号の補正予算に関しましては、職員の異動による増額補正で原案どおり議決されております。

議案第12号は、平成28年度西空知広域水道事業会計決算認定についてでありましたが、決算報告、事業報告とも原案どおり承認されました。

監査委員の決算審査意見書では、経常利益はプラスであり経常収支に関する問題はない。今後も財政状況を十分勘案しながら、漏水防止対策や経費の節減に努め、住民の水道水に対する安全、安心に応えるよう努力されたいとの意見をいただきました。

以上で、平成29年第2回西空知広域水道企業団定例会の報告を終わります。

詳細につきましては、議案書とともに事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長のご指示がございましたので、去る7月13日に行われました空知教育センター組合議会第1回臨時会の報告をいたしたいと思っております。

たまたまこの日は、本議会の管外研修と重なりまして欠席といたしました。後日、議案をいただき説明を受け、報告を申し上げたいと思っております。

最初に改選による議席の決定があり、1番、平野義文議員。3番、松山教宗議員。4番、小川政憲議員。5番、木村恵議員の議席が決定したことが報告されたということでもあります。

次に、議案に入りまして、議案は1件でございました。

日程第6の選挙第1号、副議長の選挙についてでございます。

空知教育センター組合規約第7条第1項の規定により選出が行われ、吉田博子議員から芦別市選出の小川政憲氏に副議長が代わって当選をしたということでございます。

本日の議案は、これで終了したということでございましたが、空知教育センター組合教育大綱の事業推進テーマ、知識が知恵に変わるところということを全員で確認をいたしまして、終了したということ報告を受けております。

なお、臨時会の書類については、所定のところに置いておきますので、後日お目通しをいただければと思っております。以上で、私の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、8月21日に召集されました第2回空知中部広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

辞職第1号では、長谷川議長から辞職願が出され、辞職が許可されました。

次いで選挙第1号、議長の選挙では、新たに雨竜町の大山口議員が議長に選任され、選挙第2号、副議長の選挙では、歌志内市の川野議員が副議長に選任されました。

例月出納検査報告と一般行政報告のあと、議案第9号、監査委員の選任が上程され、本町の山本忍氏が選任されました。

認定第1号、平成28年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、98万118円。

認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出決算では、6,962万9,021円。

認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、4億633万588円。

認定第4号、障害支援事業会計歳入歳出決算では、23万1,023円と、それぞれ会計が黒字になっており、健全財政が維持されており、すべて認定されました。

議案第1号から議案第4号までは、それぞれ補正予算であり、議案第1号、平成29年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号。

議案第2号、介護保険事業特別会計補正予算第1号。

議案第3号、国民健康保険事業会計補正予算第1号。

議案第4号、障害支援事業会計補正予算第1号は、すべて可決されました。

次に、議案第5号、空知中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例は、1市4町が設置した認知症初期集中支援チームを広域連帯体制により支援するとともに、認知症対策の充実、強化を図るため、医療職の専従職員1名を新たに設置し、併せて文言の整理を行うために提案されたものであり可決されました。

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更。

議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更。

議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、いずれも加入中の団体の名称の変更に伴い、規約別途の変更について協議をするため提出されたものであり、可決されました。

以上、第2回定例会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告を願います。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を、西内委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、総務民生常任委員会政務調査の報告をいたします。

実施日は6月30日。視察先は、上川管内鷹栖町の社会福祉法人さつき会様と、赤平市の社会福祉法人北海道光生舎様の2件でございます。

なお、今回の政務調査には、保健福祉課遠藤課長、媚山主幹の随行をいただいております。

では、政務調査の概要を申し上げます。

上川管内鷹栖町の社会福祉法人さつき会様では、介護、福祉現場における人材確保と地域との連携、協働による福祉施設の運営について学ばせていただきました。

さつき会様は、昭和49年に設立、現在の職員数143人。高齢者の自立した、尊厳ある人間らしい生活を守るを基本理念に、上川中央部では先進的な取り組みを行っている社会福祉法人として広く知られています。

職員の定着率も群を抜いて高く、働きやすい、やりがいのある職場づくりへの取り組みは、平成24年度の第1回北海道産業人材育成企業知事表彰を受賞されています。

さつき会様から、介護福祉人材の確保に向けた方策の一つとしてご説明をいただいた中で珍しいものに、産学官連携で実施した研修があります。

鷹栖町が鷹栖高校、社会福祉法人介護福祉系養成校と連携し、地元高校生を対象に無償で介護職員初任者研修を実施したもので、その研修の中では、介護、福祉の仕事に関心を持つ高校生に、介護、福祉現場に対する正しいイメージや仕事の魅力を発信しています。

ほかにも介護、看護等従事者が安心してキャリア維持ができる2次保育、夜間保育、病児病後児保育の整備、介護福祉養成校進学者に対する奨学金、修学支援、介護保険計画への介護人材の現況、必要量、体制整備の計画記載義務づけ。

また、生活支援は、介護福祉士などの専門職から住民による互助活動に移行するなど、人材確保の案としてお示しいただきました。

赤平市の社会福祉法人北海道光生舎様では、福祉業界の人材確保に向けた奨学金制度について。また、障害者の雇用、就労支援の展開について、施設工場内を視察しながら説明をいただきました。

北海道光生舎様は、昭和31年に設立、職員数749人。授産施設であっても、一般企業的要素を持ち、障害者と健常者が助け合いながら自らの手で自立を勝ち取る。この理念のもとに活動してきた結果、現在、日本でも最大の授産施設となっています。

奨学金制度は法人独自のもので、介護福祉士、社会福祉士の養成学校に在学もしくは入学予定者を対象に無利子で修学資金の貸付を行い、資格取得後1年以上当法人で勤務すると貸付金の返還を免除するもので、3年以上の勤務で全額免除となるそうです。

ほかにも若手職員向けのアパート建設や育児休暇、介護休暇を取得しやすい配慮など、働く環境の整備や階層別の研修を複数用意し、福祉に関する知識から工場経営能力までの幅広いスキルを、入社後の教育や支援制度によって身につけていくことを可能とする人材

育成にも取り組んでいращやることを伺ってまいりました。

続いて、政務調査を終えての考察を申し上げます。

本町は、今年5月末で高齢化率38.1パーセントになりました。一方、北海道の平均が26.8パーセントであること。平成24年に発表された日本の将来推計人口では、全国平均の高齢化率が40パーセントになるのは2060年と推計されていることと比較いたしますと、本町の高齢化率が突出していることがわかります。

本町のまち、ひと、しごと、創生人口ビジョンにおける人口推計結果では、将来の展望として、2020年には65歳以上の高齢人口が39.2パーセントに達し、2035年までピークが続くと示されています。

このようななか本町では、ご高齢者や障害をもつ方の介護、福祉施設を民間に移譲して10年が経過いたしました。近年、介護、福祉現場での恒久的な人材不足、職員が定着する難しさを耳にいたします。

本町に暮らす方々が、安心して、穏やかで、心豊かに年を重ねていくためには、ご高齢者を支える人材を確保できるか否かが非常に大きな問題になります。わずか数年後の本町の人口構成を推測いたしましても、福祉の現場で活躍する若い世代を今から育てていくことが喫緊の課題であると認識せざるを得ません。まちづくりの重要施策の一つとして、早急に取り組む必要があるのではないかと考えます。

今回の政務調査では、介護、福祉に携わる人材の確保には、介護や福祉に関心のある若い方々に対しての動機づけや経済的なサポート、就職してからのキャリアアップなどが有効であることを知らされました。

民間の法人、福祉施設に委ねるだけではなく、行政や地域住民が一体となって取り組めるものが十分にあることがわかりました。

委員会といたしましては、今後も本町で安心して暮らしていくための方策、介護、福祉現場の人材確保対策について調査、研究を重ねてまいります。福祉行政の充実に寄与できる活動を委員一丸となって模索し続けていくことを申し添え、総務民生常任会政務調査報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

続いて、経済文教常任委員会政務調査報告を、安中委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） おはようございます。議長の指示がありましたので、経済文教常任委員会の管外政務調査について、報告をいたします。

本年は6月28日に行った次の2件の政務調査について、報告をいたします。

1件目は、地域おこし協力隊活動についてということで、栗山町における活動。

2件目は、農産物の販売取組みについてということで、北広島市にあるホクレンの施設を視察したものであります。

初めに栗山町の地域おこし協力隊についてであります。本町の地域おこし協力隊は、本年3年目を迎え、対象となる隊員の雇用期間が制度上最終年の3年目に入っている。また、隊員数も本年から4名となり、その活動が期待されることから、活動の先進的な栗山町を調査に選定したものであります。

栗山町の現状は、隊員数が12名と多数の隊員を雇用していたものであります。活動状況

は、まちづくり、都市との交流あるいは町が札幌の大学と連携したボランティアによるまちづくりなど、幅広い活動であったことでもあります。

この中で、その活動あるいは雇用形態の中には、ちょっと違和感を私は感じたものでございます。町の行政組織に隊員を張りつけて、一般事務を行っているところに若干の疑問を持ったことでもあります。説明では、普通の行政事務を外から見た中で改善が見出せないかとのことであったが、若干の疑問を呈したところでもあります。

いずれにしても、とてもバラエティーに富んだ内容で行われており、この制度の使い方として参考になることが多々あり、本町における取組みについて、今後、隊員の懇談の必要性の有無を委員会の課題となったものであります。

2件目のホクレンの直営施設であるくくるの杜についてであります。北広島市にあり、総面積17万6,561平米の敷地に、体験農場、調理体験施設、市民農園120区画、レストラン、直売所を配した大規模の施設でありました。

食の大切さ、安全などPRをした中で、農産物の直売と栽培加工体験をはじめとし、自ら栽培ができる農園を構えた、農生産物などの総合学習ができるようになっていたものであった。

これらについて、この施設を本町が単独で行うには、費用対効果などを考慮すると、かなりハードルの高いものであったが、今後の政策検討にはやぶさかでないと感じたものであります。

簡単であります。以上、本委員会の政務調査について報告いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

以上で、常任委員会政務調査報告を終わります。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会への付託の報告を行います。

陳情の委員会付託につきまして、私から報告いたします。

本日までに受領された陳情等につきましては、お手元に配布いたしました陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今議長からご指示がございましたので、平成29年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布しておりますので、主だった事項について申し上げます。

まず、総務課関係から申し上げたいというふうに思います。

最初に叙勲ですが、長年にわたり、教育の振興に貢献されました元新十津川町立吉野小学校長浅利五郎様が、7月1日付けで高齢者叙勲瑞宝双光章を受章され、9月5日に勲章、勲記の伝達を行いました。

また、長年にわたり、町議会議員及び町議会副議長として町政の振興、発展に貢献された元町議会議員高宮九州夫様に、9月1日付けで高齢者叙勲旭日単光章が授けられました。伝達は後日となるところでございます。

次に、開町記念式並びに追悼式であります。6月20日、開町127年町制施行60周年記念式典並びに戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式を執り行わさせていただきました。議員各位をはじめ、奈良県からは現職の知事として27年ぶりのご列席となる荒井知事、川口県議会議員長ほか県議会議員各位、母村十津川村から更谷村長、中南議長、小山手副村長、村職員各位並びに十津川村商工会の皆様、北海道から辻副知事、さらには鉢呂参議院議員など、町内外から総勢242人のご列席をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を執行することができました。

また、同式典の席上、町議会議員をはじめとする数多くの公職を歴任され、永きに亘り本町の発展に多大なご貢献をされました続木俊一様に、特別功労表彰を授与いたしましたところでございます。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。

十津川村水害慰霊祭であります。8月20日、十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、町議会副議長とともに参列をし、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りをさせていただきました。式典には、奈良県から村井副知事、松尾県議会副議長をはじめ県関係者も多く参列をされたところでございます。

次に、表彰であります。7月27日に多額の浄財をご寄附いただきました大和区、長信一郎様。8月1日には、ゆめりあ及びスポーツセンターに貴重な作品をご寄贈いただきました、彫刻家五十嵐威暢様に、新十津川町表彰条例に基づき、それぞれ感謝状を贈呈いたしました。

続きまして、磐の沢ふるさとの会であります。8月5日、43人の会員出席のもと盛況のうちに開催をされました。昭和56年に発足した同会は、2年に一度の集会開催や記念碑、愛郷の建立などの活動を続けてこられ、その愛郷心には敬服するところでありますが、会員の高齢化などにより、今回が最後の集会となったところでございます。

次に、消防関係であります。7月16日に予定をしておりました新十津川消防演習は、早朝からの大雨により悪天候のため中止となったところでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

定住促進事業につきましては、8月31日までに9世帯の住宅取得者、新築住宅5件、中古住宅4件でありまして、その方からの申請があり、交付金と併せて中学生以下の子供がいる世帯には、町内のお店で使えるふれあい商品券11人分を交付したところでございます。

また、共同賃貸住宅建設促進事業では、3棟20戸の建設申請を受け付けており、人口減少の抑制に期待するところでございます。

次に、まちづくり懇談会であります。住民の皆さんとの直接意見交換をさせていただく場の一つとして、まちづくり懇談会を開催し、6月2日から7月4日までの日程で、行政区、子育て中の方、さらには各団体の青年部の方など合わせて198人の方々と懇談をさせていただいたところでございます。

次に、防災研修であります。8月18日と19日の2日間にわたり、避難所運営の知識を深めるため、北海道大学大学院工学研究院森准教授を招聘し、地域防災力セミナーを開催い

たしました。職員や自主防災会の役員、防災士の資格を取得した方々など延べ90の方が参加をして、防災研修の研鑽を積んだところでございます。

次に、住民課の関係になります。

人口動態であります。8月31日現在の人口動態は、人口が6,708人で、前年同期と比べ85人減少しておりますが、前月末と比べプラス12人となっております。要因は、子育て世帯の方が転入したことによるもので、前段説明をいたしました定住促進事業による効果の現れであると認識をしております。なお、帯数は2,983戸で、前年同期と比べ13戸の増加となっております。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,561人と前年同期と比べ22人増加し、高齢化率は38.2パーセントと前年同期と比べ0.9ポイントの増加となっております。

また、出生は、6月1日から8月31日までの間に12人が生まれ、1月からの出生数は20人となっております。

次に、6ページ、保険医療の関係でございます。8月31日現在の国民健康保険の加入世帯数は955戸、被保険者数は1,727人で、前年同期と比べ2戸、12人の減少となっております。

また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,436人で、前年同期と比べ12人の増加となっております。

8月31日現在の福祉医療受給者数は、子ども医療受給者が784人、ひとり親家庭等医療受給者数が230人、重度心身障害者医療受給者数が191人となっております。

続きまして、8ページ、保健福祉課の関係でございます。

9ページのシニアいきいきクラブでございますが、6月から7月に4回に分け健康マージャン教室を開催し、延べ57人が参加をいたしました。8月24日には絵てがみ教室を開催し、13人が参加をしたところでございます。

次に、新十津川長寿を祝う会であります。8月31日、改善センターにおいて、満76歳、喜寿の方と満80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催いたしました。慶祝対象者1,014人中373人と来賓、世話人等74人が参加をし、長寿をお祝いをいたしました。

なお、本年の節目対象者は、百歳5人、白寿4人、米寿53人、喜寿83人の計145人となっております。

10ページをお開き願いたいと思います。

次に、児童館の関係であります。児童館の6月1日から8月31日までの利用状況は、開館日数83日で、延べ利用者数は小学生2,386人、中学生72人、その他42人、合計2,500人で1日平均では30.1人の利用となっております。

また、8月26日には第11回じどうかんまつりを開催し、141人の児童が参加をしたところでございます。

次に、11ページ下段であります。高齢者等の町単独福祉サービスであります。在宅要援護者通院支援につきましては、8月31日現在で6人に月1回のタクシー券を給付をしてございます。

また、在宅での寝たきり障害者等を介護されている介護者1人に対し、手当てを支給しているところでございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

健康診査関係でございます。6月1日から7月31日までの特定健診に271人、20歳、30歳代の若年者健診には77人、後期高齢者健診に145人、生活保護受給者対象の基本健診に8人が受診してございます。

また、がん検診では、胃がん298人、肺がん432人、大腸がん383人、前立腺がん130人、30歳代の乳がん6人、その他に骨粗鬆症健診116人、肝炎検診13人、エキノコックス症検査165人が受診をしてございます。

6月22日から25日までに実施いたしました集団健診に対する結果説明会では、331人に保健指導を行ったところでございます。特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が4人、動機付け支援が17人となっております。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。

産業振興課関係でございます。

農村環境の整備として、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が、6月22日に使用済プラスチックや廃タイヤなどの回収を行いました。延べ242戸から集められた約59トンが処理業者に引き渡されたところでございます。

次に、営農振興対策協議会では、カメムシの現地調査を7月12日から8月23日までの間に町内14か所、昨年から全箇所フェロモントラップを設置して6回にわたり実施をしてございます。調査結果を農業者にはがきで直接通知するとともに町のホームページに掲載し、防除の適正化に努めさせていただいたところでございます。

また、営農研修会を6月26日にライスボックス21検査場前で行い、15人の農業者等が水稻の栽培管理について、説明を受けたところでございます。

下段であります。農産物ブランド化推進協議会では、7月13日から8月31日までの間に札幌市内で8回、本町の農産物のPR活動を実施いたしました。延べ2,569人の来場者があり、新鮮な野菜やお米を買い求めていただきました。なお、期間中の全体の売上は100万円ほどとなったところでございます。

次に、16ページ、有害鳥獣関係でございます。8月末までのエゾシカ駆除頭数は178頭で、昨年同時期と比較し2.3倍となっております。また、アライグマの捕獲数も倍となっており、8月末現在で70頭を捕獲し、いずれも大幅な増加状況となっております。

次に、観光資源発掘事業であります。外国人の目を通して、本町の隠れた魅力を発見し、新たな観光につなげることを目的とする観光資源発掘事業が、7月15日から17日まで北海道大学の協力により行ったところでございます。

今年度は、町内を見て歩き様々な体験をするツアー形式で実施をされ、東南アジア出身者を中心とする10名の留学生等が参加をしていただいたところでございます。今回の参加者による発表会は、10月に北海道大学において行われる予定となっております。

次に、17ページの下段の方であります。奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定でございます。8月21日奈良県庁にて、本町、十津川村及び奈良県の3者で、歴史的な背景とつながりによる縁を大切に、更なる友好、交流を深めるため、連携と協力に関する協定を締結をさせていただいたところでございます。

今後は、奈良県の協力により奈良県内及び東京における施設において農産品や特産品をPR及び販売していくこととなっております。

母県であります奈良県荒井知事の心温まる本町への思いや配慮にあわせ、迅速な対応に

改めて感謝を申し上げるところでございます。

最後になりますが、建設課関係でございます。18ページをお開き願いたいと思います。

安心すまいる助成事業でございます。個人住宅の改修工事費用を助成する安心すまいる助成事業は、8月31日現在で44件の申請があり、費用概算額で7,752万4千円、助成予定額で1,179万8千円となっております。

次に、住宅耐震化助成事業であります。8月31日現在で8件の申請があり、費用概算額1,009万5千円、助成予定額で193万1千円となり、この8件は、すべて解体で耐震化改修及び耐震診断の申請は現在のところございません。

以上をもちまして、平成29年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

(午前10時51分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田純史君登壇]

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第2回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを申し上げます。

まず、教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

6月16日は、報告2件の説明を行いました。報告第29号では、語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手の新規招致者について、内定の報告をいたしました。

7月14日は、報告5件の説明を行いました。報告第33号では、5月に小中学校の児童、生徒に実施した、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。なお、今年度も、いじめと判断される事案はありませんでした。

8月30日は、報告4件と議案1件の説明を行いました。議案第13号では、平成30年度に使用する小中学校用の教科用図書採択について、承認をいただきました。

視察研修の関係ですが、8月30日に教育委員による小中学校訪問を行い、両学校長の学校経営方針を確認するとともに授業参観をしてきました。同日は、小学校の地域授業参観日であり、各教室とも保護者、保護司、地域住民の方などがご来校され、子供達の授業を見学していただきました。

次に、小中学校関係ですが、9月1日現在の在籍児童生徒数は小学校317人、中学校172人、合計489人となっております。

夏季休業であります。今年は、7月22日から8月17日までの27日間とし、休業期間中の児童、生徒の事故、事件等はありませんでした。

2ページをお開き願います。

学校行事ですが、6月9日に新十津川中学校体育大会が行われ、2年男子400メートル個人、3年男子100メートル、男子400メートルリレーで3年男子の3種目で新記録ができました。

9月5日には秋晴れの中、新十津川小学校マラソン大会が行われ、初めて参加の1年生をはじめ、全学年がゴールするまで諦めず、休み時間などに取り組んだ練習の成果を発揮していました。

また、ここに掲載しておりませんが、9月4日、新十津川神社の例大祭が行われました。新十津川小学校の特別クラブであります獅子神楽では、児童16人が役場前や神社境内において日頃の練習の成果として獅子舞を披露し、たくさんの町民の方々から暖かい拍手をいただきました。なお今年度は、小学校同様、中学校も休みとし、生徒が獅子舞や子供みこしなど通して地域の皆さんと交流を図りました。

さらに、子供達に獅子神楽の指導を通して、長年にわたり青少年の健全育成にご貢献されたご功績により、獅子神楽保存会顧問で橋本区ご在住の高桑政章様が、明日、9月8日、札幌市におきまして、北海道知事から北海道社会貢献賞を受賞する予定となっております。

中学校体育大会等の結果は記載のとおりであり、各部とも練習の成果を存分に発揮いたしましたが、全道、全国へ進出した種目のみ報告します。

全道大会は7月28日から30日の間で開催され、3ページに移りますが陸上走り高跳びは帯広市で行われ、2年生男子本庄巧さんが個人戦に出場しましたが、惜しくも予選不通過となりました。

次に、ソフトボールですが岩見沢市で行われ、初戦で倶知安中と対戦し、3対1で敗退いたしました。

続きまして剣道ですが、東川町で開催され、男子団体の男子個人2人、南大祐さんと高橋賢新さんは惜しくも全国出場となりませんでした。女子団体が、旭川啓北中と対戦し4勝1引分けで初優勝し、全国出場を果たしました。

また、8月18日から20日まで佐賀県佐賀市で開催された全国中学校剣道大会の応援に、中学校校長と共に行ってまいりました。女子団体は、参加48チーム中、新中を含む10チームが初出場でした。新中は、予選リーグで全国中体連常連校で昨年度ベスト8の石川県宇ノ気、山梨県玉穂、両中学校と対戦し、宇ノ気中とは1勝3敗1引分け、玉穂中とは1勝2敗2引分けと、いずれも大将戦で勝負を決する接戦となりましたが、2敗となり、惜しくも決勝トーナメントには上がりませんでした。北海道の代表として、正々堂々、気迫みなぎる戦いぶりでありました。

8月28日に町長への帰町報告では、生徒からは、全道大会より緊張せず自分の力を発揮できた。大会出場に当たり、多くの方々に支えられたことに感謝申し上げたい。この貴重な体験を3年生は残りの大会へ、1、2年生は来年の全国連続出場に向け活かしたいなどの感想を述べていました。

次に吹奏楽部ですが、部員24人ということで、昨年よりさらに部員が少ない状況でありましたが、50人以下のA編成で出るのか、35人以下のB編成で出場するのかということでありましたが、8月5日に岩見沢市で行われた空知大会にはA編成で出場し、見事5年連続で金賞となり、全道の出場権を獲得、9月2日に札幌市コンサートホールキタラで行われた北海道吹奏楽コンクールに出場いたしました。少ない部員が一致団結し、丁寧

で美しい演奏を来場者に披露し、昨年に引き続き、2年連続の銀賞を受賞しました。

芸術鑑賞事業ですが、例年どおり、雨竜町との共同事務の一環ということで取り進めております。

学校教育関係の学力向上ですが、8月1日から8日までの間で4日間、学習サポート事業やまびこを教職員OB、学生ボランティアなどのご協力のもと実施いたしました。児童、生徒の参加者は、小学生146人、中学生20人で合計168人となっております。

4ページに移ります。

8月1日付けで教職員の人事異動発令があり、新十津川小学校石田亨教諭が上川教育局指導主事に転任し、後任に美唄市立南美唄小学校から山本奈菜期限付教諭が着任しております。

高校配置計画ですが、空知北学区関係では、7月13日に行われました第2回地域別検討協議会を経まして、9月5日、道教委では、平成32年度までの公立高校配置計画を策定し公表いたしました。平成30年度に滝川西校の会計ビジネス科と情報ビジネス科の計4学級を1科とし3学級に減少する。平成32年度に深川東高を農業1科、商業2科の計3学級を2学級に減らすことになりました。

7月24日に外国語指導助手のキャメロン・ブレンキーさんの後任として、アメリカ合衆国国籍のデリック・リュさんが着任いたしました。年齢は23歳です。

なお、4年間、学校での英語授業や社会教育での英会話教室、文化芸能徳富太鼓など幅広く本町にご尽力いただきましたキャメロンさんは、8月5日、JR新十津川駅で教職員、児童生徒など大勢の人たちに見送られ、JR札沼線で札幌に向かい帰国いたしました。

次に、農業高校関係についてですが、6月24日から札幌の大通公園で開かれた花フェスタ2017札幌のメインイベントであります、第8回北海道ガーデニングコンテストで奨励賞を受賞いたしました。3年連続の大賞受賞とはなりませんでしたが、来訪者からも高い評価を受け、大会終了後には、新農高の校庭に展示した表現力豊かな作品を町民にも鑑賞していただきました。

また、8月9日に全道技術競技大会が旭川農業高校で行われ、家畜審査競技初出場の3年生桜井さんが最優秀賞を、1年生板橋さんが優秀賞を受賞いたしました。また、農業鑑定競技では、3年生の川上さんが優秀賞となり、10月25日から岡山県岡山市で開催される全国大会に出場いたします。

学校給食センター関係ですが、7月19日、株式会社マツオ様より昨年に引き続き、ジギスカン特上ラム肉140キログラムの贈呈を頂き、学校給食で提供いたしました。

5ページに移りまして、洗浄室の改修工事で、7月22日からの夏休み期間中に新しい食器洗浄機を設置し、休み明けの8月18日から稼働を行い、衛生管理の改善が図られております。

また、ここに記載しておりませんが、8月8日に給食センター調理員の小山啓子さんが、給食調理を通して、長年に亘り、児童生徒の健やかな成長を願い、誠意と情熱を傾けたとして北海道教育委員会から学校給食功労者表彰を受賞いたしました。

続きまして、社会教育関係ですが、とっぷ子どもゆめクラブの関係ですが、新たな取り組みとして、8月5日、総富地川で、自分達で作ったいかだで、いかだ乗り体験を行いました。

次に、6月11日に町民会議主催によります青少年健全育成のつどいが、議員各位の参加を賜り開催されました。当日は、優秀作文8名の児童生徒から、自分の夢、希望、願いを込めた作文を、今後の努力目標なども含めて、素晴らしい発表をしていただきました。

6ページをお開き願います。

母村交流事業についてであります。7月25日からの4日間の日程で実施いたしました。中学校校長を団長に、今年は小学生20人、中学生は近年では多い8人、引率教職員等6人の計34人が訪問いたしました。訪問中は天候に恵まれ、母村の小中学生徒との交流、今年4月に開校されました十津川第2小学校の見学、木工体験、もちつき踊り体験など行い、充実した研修となり、さらには村の皆様の歓待に感動するとともに両村町の絆を体感できたと帰町報告を受けました。

続きまして、芸術鑑賞事業ですが、アートの森関係です。7月8日、午後7時30分から吉野のかぜのび体育館で、大型彫刻ゆふるじをライトアップし、幻想的空間の中で千歳市ご在住のギタリスト竹形貴之さんによる、こもれびミニコンサートが催され、町内外から訪れた150人の聴衆を魅了いたしました。

7ページに移りまして、7月2日に行われました第23回ピンネシリ登山マラソンについては、273人の参加でありました。今年も、母村青年3人の参加をいただき大会を盛り上げていただきました。

イースタンリーグ新十津川の関係です。8月13日、ピンネスタジアムにおきまして、町制施行60周年記念プロ野球イースタンリーグ公式戦、北海道日本ハムファイターズ対読売ジャイアンツの試合が、同一カードで平成24年以来5年ぶりに開催いたしました。前日からの雨が当日午前中まで続き開催が危ぶまれましたが、天候が回復し、また、今年度グラウンドの黒土補充、不陸整正などを行い整備したことにより水はけがよく、グラウンドコンディションが整い、小中学生など大勢の町民、さらには道内外から4,581人がご来場され、プロのスピード感溢れるプレーを間近で堪能していただくとともに、特産品の販売などを通じて新十津川町をPRいたしました。

次に、スポーツ大会の関係であります。8月27日、北海道マラソン2017が札幌市で開催され、今年も主催者より各市町村からランナー1名の推薦依頼を受け、本町では、中央区の今井英三さんが代表出場し、見事3時間55分34秒で完走いたしました。

少年団、中学生部外活動ですが、8ページをお開き願います。

野球でホワイトベアーズの活躍ですが、8月2日から札幌ドームで行われた2017ファイターズベースボールチャンピオンシップアンダー12に、3年ぶり2度目の出場となりベスト8に、また、8月5日に行われたホクレン旗争奪第35回北海道少年野球選手権大会において、3年ぶり4度目の出場となり見事3位に輝いております。

8月17日から宮崎県で行われた、東アジアリトルシニア野球宮崎大会で、硬式野球チームの空知滝川リトルシニアチームが、8年ぶりに出場いたしました。このチームは、バッテリーはじめ新中の生徒が7人所属しております。参加チームは台湾5チーム、スリランカ1チーム、韓国1チーム、国内は42チームで、うち北海道の代表は、空知滝川と苫小牧の2チームの計49チームが出場し、空知滝川は予選を勝ち抜きベスト12の成績を残しました。

また、8月17日に新中野球部出身で滝川西高校野球部の平澤、新井両君が、平澤選手の

お父さんと共に役場に来庁され、町長と私に、この度の甲子園大会出場に係る開会式の模様、また、8月12日、育英高校と対戦した試合結果報告並びに議会をはじめ、町民の皆さんからの心温まるご支援、ご声援をいただいたことに対しお礼を述べられました。

次に、9ページに移ります。

生涯スポーツ推進事業ですが、新十津川スポーツクラブは、記載のとおり手軽にできる各種体験メニューを行っています。7月30日には、ふるさと公園でふるさとまつりに合わせて、屋外でスラックライン体験会を行い、小さいお子様から大人まで来場者129人が参加いたしました。

10ページをお開き願います。

株式会社日本ハムファイターズ協定事業ですが、小学生の少年野球教室を7月6日に、中学生の野球教室を8月4日、5日の2日間行い、日ハム球団のコーチから、トレーニングや実戦形式の技術指導を受けました。

次に、図書館関係であります。貸出冊数は3万7,799冊、貸出人数7,418人となっております。前年同期と比較して減少しております。

なお、8月末現在の蔵書冊数は、一般書、児童書合わせて9万7,988冊となっております。

12ページをお開きいただきまして、今年度の事業として、本と親しむ環境づくりと読書習慣をつけるべく、夏休みの7月19日から読書通帳機を設置し、運用を開始いたしました。8月末現在で、幼児から大人まで計290人が登録しております。

以上申し上げまして、平成29年第2回定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。
○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程いたします日程第7から日程第8までの案件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、報告第5号、専決処分の報告について。

日程第8、報告第6号、専決処分の報告については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは報告第5号から報告第6号について、報告並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第5号及び報告第6号については、一括上程させていただきました。

この案件については、いずれも平成28年度の工事請負契約に係る案件でございます。報

告が遅れたことをお詫び申し上げます、説明をさせていただきます。

まず、報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

3ページをお開き願いたいと思います。

専決第3号として、専決処分書。

議決された契約金額の十分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決処分月日が、平成28年10月18日でございます。

契約の目的が、菊水区自治会館建替え工事。

議決年月日及び議案番号が、平成28年5月11日、議案第39号でございます。

契約金額の変更内容でございます。変更前の額が9,072万円、変更後の額が9,107万6,400円。増減額は35万6,400円の増ということでございます。

変更の理由としては、床仕上げ下地工事の追加のためでございます。

続きまして、報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

7ページをお開き願いたいと思います。

専決第4号、専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決処分月日も平成28年10月18日でございます。

契約の目的は、弥生区自治会館建替え工事でございます。

議決年月日及び議案番号については、平成28年5月11日、議案第40号でございます。

契約金額の変更内容でございます。変更前の額は8,478万円、変更後の額は8,542万8千円でございます。増減額は64万8千円の増でございます。

変更の理由については、仮設給水管工事、基礎解体工事及び床仕上げ下地工事の追加のためによるものでございます。

内容の説明を申し上げます。冒頭にも申し上げましたとおり、本件につきましては、平成28年度の工事請負契約に係る案件でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項に該当する案件でございましたので、これを専決処分したところであります。

本来であれば同条第2項の規定により、事実が発生した次の議会への報告をすべきところでございますが、その手続きについて失念があったことから、本定例会において、大変遅れての報告をさせていただいたところでございます。

本来あってはならないことであり、心よりお詫び申し上げますとともに、今後、細心の注意をもって業務に当たっていくところでございます。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、報告第5号から報告第6号までの報告並びに内容の説

明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑については、1件ずつ進めてまいります。

これから報告第5号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

次に、報告第6号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第55号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第55号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,059万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,219万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第55号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号につきまして、内容の説明を申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のあ

る款のみ申し上げます。総括、歳入。

14款、国庫支出金。補正額491万1千円、計3億323万円。

18款、繰入金。補正額マイナスの151万5千円、計3億3,890万3千円。

21款、町債。補正額2,720万円、計9億1,580万円。

歳入合計。補正額3,059万6千円、計63億7,219万8千円。

次に、歳出。

1款、議会費。補正額20万円、計5,193万5千円。財源内訳は、一般財源20万円。

2款、総務費。補正額953万4千円、計11億5,625万9千円。財源内訳は、特定財源、国庫支出金226万2千円、一般財源727万2千円。

4款、衛生費。補正額144万3千円、計6億2,433万7千円。財源内訳、一般財源で144万3千円。

6款、農林水産業費。補正額158万6千円、計7億5,591万5千円。財源内訳、一般財源158万6千円。

7款、商工費。補正額922万4千円、計1億9,623万4千円。財源内訳、一般財源922万4千円。

8款、土木費。補正額250万円、計6億4,749万1千円。財源内訳、特定財源で国道支出金264万9千円、一般財源マイナス14万9千円。

9款、消防費。補正額320万5千円、計2億355万5千円。財源内訳、特定財源で地方債350万円、一般財源マイナス29万5千円。

10款、教育費。補正額290万4千円、計4億6,298万7千円。財源内訳、特定財源、地方債2,370万円、一般財源マイナスの2,079万6千円。

歳出合計。補正額3,059万6千円、計63億7,219万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金491万1千円、地方債2,720万円、一般財源はマイナス151万5千円。

次に、地方債補正についてご説明申し上げます。17ページに戻っていただきたいと思ます。

第2表、地方債補正、追加でございます。

起債の目的、全国瞬時警報システム更新事業債。限度額350万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5パーセント以内。償還の方法については、ここに記載のとおりでございます。

次、学校給食センター整備事業債。限度額2,370万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、歳出の内容についてご説明申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。補正額20万円、計5,193万5千円。財源内訳、一般財源20万円。内容を申し上げます。事業番号2番、議会活動運営事業20万円。これは、議員定数と報酬に関する検討のため、町民参加型による外部講師を招聘した講演会及び勉強会を実施するための経費を計上するものでございます。

次、28ページ、29ページです。

2款1項3目財産管理費。補正額187万4千円、計4億4,436万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金60万2千円は、国からの社会保障・税番号制度システム整備費補助金で

ございまして、補助基準額の3分の2に対する補助率でございます。一般財源127万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、電子機器管理事務187万4千円。これは、社会保障・税番号制度に係るデータ標準レイアウトを、国が示しました特定個人情報データ項目に合わせた修正が必要となることから、その改修に係る経費を計上するものでございます。

次、5目企画費。補正額600万円、計1億1,252万円。財源内訳は、一般財源600万円。内容を申し上げます。事業番号7番、共同賃貸住宅建設促進事業600万円。これは、本年度、町内に共同賃貸住宅が当初予算で14戸分を見込んでおりましたが、さらに6戸が追加して建設されたことから、1戸当たり100万円の6戸分に対する補助金を補正計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

2款3項1目戸籍住民登録費。補正額166万円、計2,872万3千円。財源内訳、特定財源で国道支出金166万円。これは、国からの社会保障・税番号制度システム整備費補助金で補助率10分の10でございます。内容を申し上げます。事業番号4番、総合行政システム管理事業166万円。これは、国の方針によりまして、マイナンバーカードや住民票などに希望者に対して旧姓を併記できるようにシステム改修を行うと、そのための改修費に係る経費を計上するものでございます。

次に、32ページ、33ページでございます。

4款1項5目健康づくり推進費。補正額144万3千円、計3,039万6千円。財源内訳は、一般財源144万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、健康づくり対策事業144万3千円。これは、本年9月1日から来年3月31日まで保健師1名が産休及び育児休業に入ることから、その代替として臨時保健師1名を任用するための経費を計上するものでございます。

次に、34ページ、35ページでございます。

6款1項2目農業振興費。補正額158万6千円、計3億7,795万6千円。財源内訳、一般財源158万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号17番、酒米粉活用研究事業158万6千円。これは、現在、本町で酒米粉活用の研究を行っているところでございますが、この研究過程で特許を取得すべきと考えられる事案を発見したことから、この特許出願及び取得に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額824万6千円、計8,119万4千円。財源内訳、一般財源824万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号9番、企業振興促進事業824万6千円。これは、本年度、町内で商業店舗が1件新設されまして、企業振興促進条例に基づく助成対象に該当するということから、その経費を計上するものでございます。

次、3目地場産業振興費。補正額97万8千円、計4,831万5千円。財源内訳、一般財源97万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、奈良県・十津川村三者協定PR事業97万8千円。これは、本年8月21日に締結いたしました本町と奈良県及び十津川村との連携協定に基づきまして、本年度実施を予定しておりますイベントに本町が参加し、農産物や特産品のPR、販売を行うために必要な経費について、本町内の関係者で構成をいたします三者協定推進組織に対して負担金を支出する経費を計上するものでござい

ます。

なお、本年度参加を予定しておりますイベントは、9月19日から29日の期間、東京にある奈良県アンテナショップで開催されます新十津川町・十津川村共同観光物産フェア及び11月4日から5日の2日間、奈良県庁前で開催されます奈良にぎわい味わい回廊の2件でございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願いたいと思います。

8款2項3目橋りょう新設改良費。補正額250万円、計5,450万円。財源内訳、特定財源で国道支出金264万9千円。これは、国からの社会資本整備総合交付金でございます。一般財源マイナス14万9千円。内容を申し上げます。事業番号1番、橋りょう整備事業250万円。これは、本年度当初に橋りょう整備事業で41橋の橋りょう点検を見込んでおりましたが、社会資本整備総合交付金の枠拡大が見込まれることから、次年度以降に予定しておりました橋りょうの点検数を、本年度16橋増やして実施をしたいとすることでございまして、それにかかる経費を計上するものでございます。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

9款1項3目災害対策費。補正額320万5千円、計1,240万円。財源内訳、特定財源で地方債350万円。これは、全国瞬時警報システム更新事業債でございまして、緊急防災減災事業債であります。充当率100パーセント、交付税措置70パーセントとなります。一般財源はマイナスの29万5千円。内容を申し上げます。事業番号1番、災害用備品等管理事業320万5千円。これは、本年度にオーバーホールを予定しておりました現行型のJアラート受信機が、国の方針によりまして平成31年度から新型受信機のみで情報伝達をするという仕組みに変更することとなりました。そのことから、当初予定しておりましたオーバーホールを取り止め、新型受信機を導入しようとするものでございまして、これに係る経費を補正計上するものでございます。

なお、新型受信機は、従来機が緊急情報を受信するのに10秒前後かかったというものでございますが、1、2秒に受診が短縮されるという性能向上が図られるものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

10款5項1目保健体育総務費。補正額171万5千円、計1,234万8千円。財源内訳は、一般財源171万5千円でございます。内容を申し上げます。事業番号10番、地域おこし協力隊活動事業（スポーツ振興）171万5千円でございます。これは、平成26年度から平成28年度まで、本町の生涯スポーツ振興のためスポーツクラブの設立準備を行ってまいりました。本年度より本格的にスポーツクラブが稼働をしたところでございます。この効果は非常に大きいものでございまして、平成28年度実績では、スポーツクラブ教室数が17教室、参加者が386人であったものが、本年度におきましては37教室、参加者890人が見込まれているというところでございます。

特に冬季間における室内向けスポーツ教室につきましては、今後の開催教室数や参加者見込み人数などを勘案いたしますと、スポーツ教室等での指導者等の人材確保が不可欠な状況となっております。

そこで、地域活動活性化に係る人材確保定着制度でございまして地域おこし協力隊活動事業を用いまして、当該スポーツ指導に係る人材を確保したいとするものであります。そこで、地域おこし協力隊1名分の採用に必要な経費を補正計上をしたいとするものでござい

ます。

次に、2目体育施設管理費。補正額118万9千円、計7,559万3千円。財源内訳は、一般財源118万9千円。内容を申し上げます。事業番号2番、そっち岳スキー場管理運営事業118万9千円。これは、現在、そっち岳スキー場に配置しております圧雪車について、シーズン終了時に点検を行ったところ、冷却水漏れが確認されたことから、本年度スキー場オープンに間に合うよう修繕をするための経費を計上したいとするものでございます。

次、3目学校給食運営費。補正額ゼロ、計1億3,467万2千円。財源内訳で特定財源、地方債2,370万円。これは、学校給食センター整備事業債2,370万円で、過疎対策事業債を充当するものでございます。これは、財源更正するための補正ということになります。一般財源はマイナスの2,370万円となります。

以上、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時54分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは議長の指示をいただきましたので、町長並びに教育長に一般質問をさせていただきたいと思っております。できるだけ短くまとめて質問したいと思っておりますので、答える側も短くまとめて、たくさん傍聴に来ている方々に、わかりやすい議論だったというふうに思われるようにしていただければ、私も有り難いというふうに思います。よろしくお願い致します。

まず、一問目、町長にお伺いいたします。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年度、2025年問題というのが、もう大分前からマスコミ等で取り上げられております。特に介護や福祉の業界等で、これにどう対応していったらいいかというようなことも含めて、やっぱり大きな話題になっているところでございます。

参考までに、この団塊世代というのは、昭和23年、24年、25年、もっと言えば前と後ろを足す人もおりますけれども、元官僚でありました、今は作家をやっておりますけれども堺屋太一が、こういう言葉を名づけました。

この団塊世代という世代は、いわゆる日本の人口高齢比の中で最も多い割合を占めております。具体的に言わせていただければ私もその1人なんですが、小中高とも50人を切る

ような学級ではありませんでした。常に60人に近いような学級です。ですから教室の一番後ろの方まで机があり、今、学校を覗くと後ろの方に空きスペースがありますけども、私達は、一度もそういう経験をしたことはありません。そしてこの世代の人達は、日本の経済成長を担うべく方面で活躍をして、その一躍を担って今日に至っているわけでございます。そして年をとってきて、じゃあ、このいっぱいいる年齢の人達をどうするのかということが話題になってるということが、この2025年問題でございます。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、本町でも多分この段階世代と言われる方々が、人口構成の中で高い比率を占めているというふうなことは間違いのないだろうと思っております。ですから、新十津川の高齢化率ですね、先ほど行政報告にありましたけども、もうやがて40パーセントには間違いなくなると言うんですね。そういう状況の中で、一定の年齢の人達がぐっと増えるというふうになってきたときに、通常、企画を立てている様々な行政施策の中で十分な対応ができるのかどうか、ちょっと私には疑問に思えてなりません。

そういった意味で、今の時期からこの対象者、これ以降も当然、高齢化の率というのは急激に下がることなく続いていくということは間違いのないわけでありまして、それらを見据えた何か新たな施策の構築を考えておられるのかどうか、このことについて、まず、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

質問の中にもありましたとおり、団塊世代と言われる戦後すぐに生まれた方々においては、本当に日本の経済を成長させた方々ばかりでありますので、それぞれ今の日本がある立役者という意味では、まずもって感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

ご質問にありました2025年問題ということを考えていくと、後期高齢者が75歳以上というようなことでご質問があったというふうに伺っておりますので、最初に本町の状況について、数字をお話をさせていただきたいというふうに思います。

行政報告では、65才以上の高齢者という割合の中でお話をさせていただきましたけれども、今回は、75歳以上という形の中で数字等をお知らせをしたいというふうに思います。

今月1日現在の75歳以上は1,411人で、現在の人口に占める割合は21パーセントとなっております。平成27年、一昨年策定いたしました人口ビジョンによると、本町での75歳以上の後期高齢者が最も多くなるのは、8番議員のご指摘のとおり2025年で1,572人、これは見込みでありますけれども、この見込みどおりでいきますと、現在より161人増加するとなっております。

政府は、超高齢化社会における介護問題の解決を図るために、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保だけに留まらず、地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて進化、推進していくとして、势力的な対応方針を打ち出しております。

本町においても8番議員さんがおっしゃるとおり、2025年問題を念頭に置いた施策を展開していかなければなりません。

2025年前後をピークとした75歳以上の実人数の増加は様々な課題がありますが、2025年頃を頂点として以降は減少していくことも考慮した、長期的な展望も必要であります。

これから生産年齢人口が減少していくことも考え合せていくと、介護における支え手の確保と、支えられる側の健康レベルの維持、向上、すなわち健康長寿が施策の大きな目標であると同時に、過不足のない介護サービスの質と量を判断して、適正かつ安定的に提供することが重要であります。

ちなみに来年度、平成30年度は、北海道が策定する医療計画と介護保険計画がともに改正年度となっており、第2次医療圏の病床数と、本町が加入している空知中部広域連合が策定する介護保険計画における介護サービスの整備について、初めて連動した圏域調整が必要となったところであります。

このような動向を踏まえながら、現在は必要な調査、分析を行っているところであります。今後、関係機関との協議、調整を行い、2025年の必要量を見据えた第7期の高齢者保健福祉計画及び空知中部広域連合による介護保険計画を策定し、時代に即応した高齢者福祉並びに介護に関する施策を講じてまいるところでございます。

以上、申し上げまして8番議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

青田良一君。

○8番（青田良一君） 町長のお答え、今、聞きました。町独自とそれから広域連合の方でもプラスした形で、この2025年、いわゆる団塊世代が後期高齢者になる部分のことを見据えたような計画を担っていくというふうな話でございました。

そこでその計画はきちっとお作りになるのだろうと思うし、その内容についても期待をしたいところでございますけども、現実的な問題といたしまして、今度は介護を受ける人達が、入る方の介護施設の現状がどうなっているかという部分が、やはり問題になってくるんだろうと思うわけでございます。

本町の介護施設かおる園でございますけども、民営化がなされました。分限解雇という形で、もともとは町立だった施設を職員を解雇しまして民営に移しました。この民営化されたということの是非をここで議論するつもりはありませんけれども、行政側として、民営化された後の現状を何らかの形で評価をしているんだろうというふうに思っております。基本的には、民営化をするということは、行政の持っていないようなノウハウがプラスされて、住民にとってよりよい介護現場になるということが大きな目標だったんだろうというふうに考えます。

しかし、私の耳に入ってくる限りにおいては、あまりそういうふうになっているようなうわさは聞こえてまいりません。

そこで、先ほど西内委員長から報告があったように、日本の介護現場がどういうふうになっているかという部分の現状を探るために、私達は委員会でも、先ほど報告があったような視点でもって先進地を視察させていただきました。

やはり、人が人を介護するということを考えますと、一定の経験がそこには当然必要に

なってくるんだらうということは誰しも考えることでございます。しかるに、今の介護現場の離職率は十数パーセントという、決して低くない形になって推移をしております。

一方では、離職率に加えまして、実際の現場で介護をする人達の不足を訴えておりまして、その人達を確保するためにどのような努力をしているかということで、先ほど西内委員長さんから報告があったように、何か自前で育てるとか、これから目指そうとしている人達にお金を給付する、あるいは補助するという形で、何とかこの人材を確保しなければ大変なことになるという危機感を抱いている現状を知り得ることができました。

そこでやはり、本町に一つしかない介護施設が現状どういった形で推移をし、今後、いわゆる介護を必要とする人達が、そういった施設にスムーズに入所できるというふうなことが起こりうるのかどうかという部分も、その計画の中で十分考えていただきたいというふうに私は思うんですね。

満床ですよと、あなたは滝川に、あるいはどこどこへというふうにならないように、できればこの町で、住み家を変えても、できればこの町で生涯を終わるような形を行政とそういった介護現場も協力しながら作っていただければ、私は有り難いなというふうに思います。

そういった意味で、やはり現実の介護現場と行政側とのより緻密な連携は必要ではないかなというふうに考えるわけですが、これは2025年問題といった、そこに限ったわけではなくて、これからどんどんどんどん増えていく高齢化率に対応する介護現場のあり方みたいなものも含めて、現状、町長がこれについてどのように考えているかを質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

10年前に町営から民営化に変えた老人ホーム、さらには障害者の施設等を町内の福祉法人に民営化をいたしました。その経過が10年経っていることから、どのように見ているのかということでもありますけども、行政としては、保健福祉課といわゆる福祉施設とは、一体的に協議調整をしないと入所者の利便性、さらには入所する方々の家族の意向なども十分聞き入れて、どのようにコーディネートしていくのか。いわゆる、そういったことが必要になっておりまして、保健福祉課、さらにはいろんな福祉関係の方々と連携をしながらその必要な介護度合、そういったことを見て、かおる園等に入所しているという状況になってございます。

そういった状況を鑑みると、今、あまり良くないような話で質問があったのかなというふうに思いますけども、福祉施設においても、今、選ばれる施設というふうになってございます。これが、待機者がいないとかそういう状況であれば、この家族の方々とかいろんな方々に選ばれる施設になっていかないということでもありますけども、うちの圏域には1市5町で空知中部広域連合の中でいろいろ高齢者の施設等を整備して、今までも新十津川だけではなく、この1市5町の中で住所地特例の中で入れる施設ということになっているのが基本だというふうに考えております。

そういうことを考えていくと、この1市5町のこの老人ホームについては、それぞれ適

正に運営されておりまして、特に新十津川の社会福祉法人においても、利用者のいわゆるニーズに応じた運営がされているというふうに考えております。特に町営から民営になったことによって経営がスムーズにしているということは事実であります。

これが町営で運営していくと、8番議員さんもお承知のとおり相当額町費を投入しなければならないという状況になっており、やはり民営化することによって柔軟かつその福祉の専門的な見地から、いろんな対応を即座にさせていただいているというのが実態であるというふうに思いますし、それぞれ、特に花月の地域の方々と福祉施設が融合して、いろんなイベントについてもあのように連携した中で盛り上げて、本当に楽しいイベントになっていることは、福祉法人の地域を愛する地域連携というのですか、地域密着、そういったことがうまくいっているたまものではないかなというふうに考えております。町民には、私はプラスになっているというふうに思っているところであります。

離職者の問題点というのですかね、お話がありました。介護現場のみならず離職者は、それぞれ大きな問題になっており、その中でも介護現場がやはり低賃金、重労働というような一般的な風潮から、離職者が多い状況になっていることは否めない事実だというふうに思っております。これからいろいろ介護報酬なりの見直しの中で、そういったものが改善されていくことを望んでいるところでもあります。

うちの社会福祉法人においては、特にそういう状況から新規のいわゆる新卒者の雇用が多いという状況になっているかと思えます。比べたことはちょっとありませんけれども、そういう実態から若い人を育てていくという部分では、社会福祉法人としては喫緊の課題だというふうに思っておりますけれども、社会福祉法人の中においても人を育てるということを重点に取り組んでいるというふうに伺っておりますので、そのことを将来の福祉の担い手不足にならない人を育てていくということを期待をしていきたいというふうに思っております。

話がちょっと前後して申し訳ありませんけれども、スムーズに入所できるかという問題ですが、そのことについては、今、待機をしている状況になっておりますから、どちらかというスムーズには今後においても同じ状況でいくと、より難しくなっていくことが予想されます。

ただ、これからのいろんな保健福祉計画の中で、特に広域連合の中でどこかに施設の整備だとか、違ったサービスを受けるところの整備について、今後においてできるかどうかという問題もこの中で今、検討中でありまして、私の答弁の中で、今すぐに何ができるだとか、そういう状態には言える状況にありませんけれども、その現状を分析して、今後、福祉法人だとかの意見を聞きながら福祉計画を作っていくことになっておりますから、今後の福祉計画を見極めていただきたいというふうに思います。

それから、質問されたこと見落とししないかちょっと今、確認をさせていただきました。以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 青田議員、再々質問はございますか。

再々質問ないですか。

それでは、次の質問に入っていただければと思います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） ちょっと持ち時間もないので、次の質問に入らせていただきました。

いと思います。

J R 札沼線の存続廃止。これにつきましては、住民の声をよく聞いてご判断なさってはいかがでしようかというのが質問の大きな趣旨でございます。

J R 北海道ご存じのように、国鉄分割民営化によって北海道だけの単独の会社となりました。ご存じのように株主は国ですから、国のものだと言ってもいいのではないかなというふうに思ってますけども、実を調べてみますと、この北海道から切り離された時点で、もう、いわゆる赤字経営から脱却するというめどは、実は立っていなかったというふうなことも書いてある本もでございます。

それなりの努力はしたんでしょうけども、結果として、ご存じのように赤字路線については廃止またはバス転換等々の施策、施策と言いますか、J R 側はそれを示して関係自治体と協議をしたいというふうな流れになっております。

そこで、本町がそういったことを受けまして、3町、最近では4町というふうになったらしいですけども、ここと協議をしているという、これはあくまでも廃止ということではなくて、残していく方策を探っていく協議だろうというふうに私は理解しますけども、その辺の経過について議会に2回ほど報告があったというふうに記憶しておりますけれども、改めて本会議の場でそういった流れについて、住民の皆様方に説明を求めたいと思います。

併せまして、私がお聞きしたいのは、そういう協議の中で、現時点のままでこの札沼線を残していくということについても、メリットというものも当然出しながら話し合われていると思うんですけども、その辺についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんの二つ目の質問にお答えをしたいというふうに思います。

今ほど質問の中にもありましたとおり、分割民営化がされて約30年であります。当初、経営安定基金約6,800億円があって、利率が7パーセント程度でありましたから、約500億円が利益として、利鞘として出てきて、それを赤字額に補てんをしていくと北海道の鉄道は維持できるだろうということで、そういう手当をしたというふうに記憶をしておりますが、その3年後くらいから利率が下がっていき浄財を生むことができなくなり、赤字がずっと続いてきているという状況になっているということ、一応、確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、本町の開拓の歴史とともに敷設された札沼線、東武さんが、本当に長い年月をかけてこの札沼線を敷設したこの今、存続の危機にあることは以前にも議員の皆様方にもお伝えしたとおりで、J R 北海道側から廃線、バス転換に向けた協議を打診されているところあります。

本町の札沼線の状況は、札沼線を生活路線として利用する町民は少なく、加えて、昨年3月26日のダイヤ改正に伴い1日1往復になったことから、今までに増して利用されない、利用できない路線となっているところあります。

これまで月形町と浦臼町の3町で協議を進めてきた意見交換会は、本年5月からバス転

換の協議にも対応するため同じ路線の沿線である石狩管内当別町を含め、関係する沿線4町で協議を進めているところあります。

その協議の内容として少し説明をさせていただきますが、一つ目としては、札幌方面から月形高校に通学する生徒が全体の3分の1にあたり、高校の存廃問題にも発展しかねないことから、4町が一致団結をし存続に向けた要請活動を協議をしていること。

二つ目として、それぞれの町の実情に合った交通体系を検討するため、北海道鉄道ネットワーク・ワーキングチーム・フォローアップ会議の座長を務める北海道大学岸准教授を招いて、札沼線や他の交通機関を分析していただく勉強会を開催をしていること。

三つ目として、ご当地入場券の販売や利用促進バスツアー「町長がバスガイド」などを通じた利用促進策の協議をした上で、その実践をしているところでもあります。

本町としては、住民の利用が皆無に等しい以上、存続のメリットは少ないというふうに思われがちでありますけれども、1日1便を逆手にとって、観光面を中心にピンネシリを背景にした豊かな田園風景を感じていただきながら札沼線を利用していただいたり、加えて、私は、新十津川駅には園児をはじめ数多くの応援や支援をしていただける方がたくさんいます。まさに日本一おもてなし、歓迎をする終着駅であるというふうに感じておりますし、この温かくお迎えをする安心な町をPRすることで新十津川の知名度が高まり、ひいてはこの新十津川の特産品や農作物の販売のきっかけになることに期待し、PRをする、そのことが札沼線の今、大きくやることだというふうに考えているところでございます。

以上、ただ今8番議員さんの質問に対する、これがメリットであるということをお答えし、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 青田議員、再質問。

再質問を許します。

○8番（青田良一君） 何点か挙げていただきました。札沼線についての今までの取組み、経緯等について、ご説明をいただきました。

私は、いろいろあるんだと思いますけども、実際に土曜、日曜なんかは満席状況に近い形でのディーゼルが走ってきます。乗っている人達の様子をつぶさに見てみますと、決して新十津川の観光なんか期待しているというふうには、私には見えません。単なるという表現はちょっと失礼かもしれないけど、やはり鉄道マニアというふうに呼ばれている方々のご利用は多いように見えます。

そして、勝手に札沼線を守る会等の名称で、一生懸命駅を中心に様々な仕掛けをやってる方々の様子も見せていただいております。それはそれで貴重な行為だというふうに思います。そのことは否定しません。

しかし、しかしですよ、今、町長が言っていたようなことが果たして、これから長く続くのかどうかという部分で、いわゆる経済の原理の方を私は優先して考えていくべきだというふうに思います。前にも申し上げましたけれども、100円稼ぐのに1,000円かかるというふうなものについては、経済的な論理から言っても成り立つはずがございません。

では、それをいつまでもいつまでも残していただきたいと言ったときに、今度、JR側が、いわゆる上下分離方式ですね、鉄道と旅客の汽車の部分は別々にというふうな話も新聞の中にあります。それを例えば、3町なり4町が協議した中で、そういう提案があったときに引き受けるというような腹づもりはあるのかどうかということですね。

それから、これはいわゆるJRがだめだと言っているわけですから、第三セクターみたいな形でこの沿線を、あの札沼線をずっと残して走らせようという腹づもりぐらいまで持っているのかどうかですね。

やはり、きちっとしたことを表明しながら進んでいかなければ、住民は疑心暗鬼ですね。例えば、サイレントマジョリティーという言葉があります。いわゆるもの言わない市民です。私は三、四十人にこの札沼線の問題についてお聞きしました。ほとんどの人がいらなといいます。JRの実情を考えると仕方がない。そういう答えでございました。

さらにつけ加えますけども、先週、道内の某国会議員が我が家に尋ねてまいりました。この札沼線の問題で意見交換をしました。国会議員の先生は、いわゆるこのJRをそのまま残したいという方に動いているようでございます。そして、地元の秘書の方等に調査させたところ、私が言ったようなことが返ってくると。使わない、乗らない、いらなという答えが、すごく多く聞かれたということなんですね。それ先生、私の聞いた限りでもそのような答えですよと。ですからそれは間違いではないと思いますよと。ただそれは、現実的にそれをどうするかということ为首長なり、何なりは考えてやっているんだと思うのですが、ですからそれはやっぱり住民の声という部分の大きな部分については、首長としてやっぱり捉えた中で、いろんなことを施策として立案していかなければ、私はおかしいと思うんですね。

ここで、熊田町長は宣誓されました、町長に就いた時にね。

あれは住民の自治基本条例でしたっけ、あれを作った中身にはそういうこと書いてあるんですね。宣誓された裏には、住民の意見をよく聞いて町政を進めていきますよというふうに間違いなく書いてあるんですね。

そうすると、私も、町長ではありませんけども、この札沼線の問題については、今言ったように、多分人数は正確ではないですが、三、四十人の人に、それこそ20代からもっと高齢者の人達にも聞きましたけども、現実的な話はそういうことです。

したがって、いろんなこともなされてマスコミに出たりというのは結構だと思えますけども、町としては、月形高校のことは申し訳ないですけども、うちの町には関係のないことなんですね。極端な言い方をすれば。現実的にうちの町の住民がこの鉄路を必要としているのかどうかという部分について議論を深めていただいて、必要としているのだったらどういう活用をするのか。そういうところまでやっぱり議論を深めた上で、賛成だ、反対だというふうな形で話を持っていかないと、私は、町政の進め方としてはまずいのではないかなというふうに考えます。そのことについて、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 第三セクターと上下分離、そして町民の声の、大きく二つに分けての質問の趣旨だったというふうに思っております。

上下分離方式と第三セクター方式ということにおいては、いずれもその参加をする町は、必要なお金を出さなければなりません。今、札沼線は年間3億の赤字。そして今後20年間において6億ぐらいの赤字がいろんな施設の改修費に充てるといことが言われております。その費用を負担なしにそういう上下分離だとか、第三セクターの運営方式はあり得ま

せん。

その今の質問の問いに対しては、今、町民の財源を考え合わせていくと、そこに町費を投入する考えは、今、質問がありましたから、ないことをお答えをさせていただきます。

サイレントマジョリティーという話がありましたけども、私も、今年1月にJR北海道が主宰した地域の説明会の内容を聞いておりますし、まちづくり懇談会においても、存続の方の声、さらには廃止をした方が良いのではないかという方声、さらにはいろんな組織団体等からその声は何っているつもりであります。

そういった中で、今、何をすべきなのか。そして今後どのように対応していくべきなのかということ、8番議員さんにはいろいろ心配をさせていただいておりますけれども、今の段階でこうですということはちょっと言えない状況になっております。

これは4町で今、連携をして協議をしておりますので、今、質問の中にありました月形高校は、新十津川には関係はないと言えば関係ありませんけれども、札沼線の線路という部分ではつながっている部分で、非常に重要な札沼線の維持に向けては大きな問題だというふうに考えております。

例えば、今、質問があったからこのような答えを言いますが、うちと月形の上になる浦臼がともに違った行動をしたら、月形のことを非常に大きなダメージを受けるということになっておりますので、十分そこはつながっている線路として、やっぱり一致協力してやれる部分についてはしっかり応援をしたり、線路のつながっているこの町として、この札沼線の今やれることを一生懸命対応しているところであります。

そのことが札沼線にとっても、今、一生懸命その沿線の町がPRできて、今、確かに鉄道ファンが多いのは否めない事実でありますけれども、今のこの状態、例えば、日本一早く出る最終列車が今なければ、その人は全く新十津川に来ることもありませんし、新十津川の名前も知らなかったかもしれないんです。

そういった意味では、今、このような行動をすることによって、多くの日本の鉄道ファンが新十津川という名前を聞いたり、新十津川というのは温もりのある町だと、応援してくれる方々によって盛り立てている駅に到着をすると、非常に感じていただけるというふうに思っております。

これは貴重な財産だというふうに私は思っておりますので、そのことは大いに今やれることをPRすることが町の大きな良い町のアピールにつながっていて、いろんな宣伝効果も多いのではないかなというふうに思っておりますので、このことはやれる範囲でつなげていきたいというふうに考えております。

確かに、質問にあった経済的な論理、これは当然であります。ですからJR北海道はバス転換にしたいということは、経済的な論理で言っているのは間違いのないわけでありまして、ただ、経済的な論理だけで公共交通を議論したら、赤字になればすべて鉄道もバスもなくなってしまうこととなります。

やっぱり自治体として、必要なものはどこまで必要なのか。そして、どこまで地域の足として確保することが必要なのかということは鉄道だけではなく全体のネットワークとして考えながら、その中で札沼線は、今、利用してない状況もありますから、今後、十分に考えながら対応していくとは間違いありませんけれども、今、大きく何をすること、今の段階では言えませんが、町民の意向はしっかり参酌した考えの中で総合的に

判断をし、4町協議の中で方向づけを協議し決定をしてまいりたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員よろしいですか。

再々質問はありませんか。

それでは、最後の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、最後の質問になります。教育長にお伺いをいたしたいと思えます。

今日聞くことは、教職員の勤務実態の現状ということで、これについてお聞きしたいなと思えます。

ご存じのように、残業が長期にわたって続くために、それが原因で若い人達が亡くなるというふうなことで、これ一つの社会問題となっております。それで、いわゆるその働き方をどうしようかという部分について、やっぱりしっかりと考えていくということはとても大事なことだろうというふうに思っております。

その中で実は教職員も、これも新聞やテレビ等でかなりの回数報道されましたけども、かなりの超過勤務をやっているという実態にあるという現状は間違いないのだろうと思っております。

そこでそういう実態は、本町の町ではあるのかどうかということについて、教育長は調査をしたという経緯があるかどうかをお尋ねしたいと思えます。

その上で、その実態を客観的に見て、これではいけないというふうに感じたのであれば何らかの方策が打たれていなければおかしな話だろうと思えます。その点も併せてお伺いをしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは8番議員さんの三点目の質問に答弁させていただきます。

教職員の超過勤務の状況につきましての内容につきましては、我が国の関係については報道等でもしてしますので省略させていただきます。

本町における超過勤務の実態でございますけども、本町独自の実態調査は実施しておりませんので正確な数値は把握しておりません。

しかしながら、毎月校長会議も開催しております。そのような中で適宜、教職員の勤務状況の確認と勤務時間の軽減に関して協議をしているところであります。我が町の実態といたしましては、成績処理、判定の時期や学校行事の準備期間、年度末、年度初めの時期などは、労働時間が増える状況にあることは認識をしているところでございます。

しかしながらこれまで本町では取り組んでいることがございまして、職場環境の改善とともに教員及び保護者の意識転換が必要ということも踏まえ、本町では二学期制の導入をしております。また、校務用パソコンの購入、それから月1回の定時退庁日の設定、管理職による声掛けの実践、そして今年度からは、中学校においては、部活動がどうしても土曜日、日曜日に大会等がございまして、そういうことで勤務がありますので、毎週月曜日

をその代りに部活動休業日として設定しております。このような取り組みをしております、本町においては過度な超過勤務は見られないというふうに、私は把握しているところでございます。

また、今後におきましても、教職員が健康でやりがいを持って働くことは当然重要でありますから、学校と連携を図りながら、随時、実効性のある取組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、8番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番委員よろしいですか。再質問ありますか。

再質問を許します。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 新聞等で報道されているような勤務の実態は、本町ではないというふうに、見受けられないというふうに教育長からお答えになりました。

そのとおりであれば、それで結構だと思いますけども、先生方というのは、ご存じだと思いますから言いませんけれども、特殊な形になっておりまして、超過勤務手当というのはないというか、一部超過勤務として校長等が命ぜられるのは、例えば、修学旅行で寝ずの番という言い方おかしいかもしれないですけども、そういうときはちょっと一部そういうものに該当するようなことになってますけども、通常、役場の職員なんかとはちょっと形態が違うようになっているんですね。

それはいろんな経過がありますから、ここで言うと長くなりますから言いませんけども、やはり私が見た限りでは夜遅くまで電気が点いてますし、それから土曜、日曜、役場の職員はお休みですけども、先生方は出て野球の指導だ、何だの指導だといってやってるのが見受けられますよね。

ですからトータルして見ていくと、それに慣れっこになってるから先生方もさっき言ったように、声なき声を上げないのだろうと思うんですけども、実際に実態を調査してみれば、かなりの時間数が子供のために費やされているんだろうというふうに私は思います、客観的に見まして。

ですから、これまでも何回か教育現場の改善といたしますか、そういった部分について教育長にお尋ねしました。部活動の先生方ではなくて、外部から入れて、先生方には部活動から切り離して教科の研究だとか、そういったものにもうちょっと時間を裂いてもらいながら子供達の学力アップといたしますか、そういうふうにつなげてもらいたいというふうなことを申し上げました。

これにつきましても機会があれば、ぜひ、先生方の実態について調査をしていただくと同時に、やはりもうちょっと授業にかかわる準備、授業にかかわる校内でのディスカッションといたしますか、そういったことを深めていただきながら、やはり全体的な義務教育の学力向上等に向けて、新十津川に行ったらそういうことが十分にできる教育環境にあるんだというふうに、先生方からも評価されるような環境づくりをより一層努力していただきたいなということをお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 教職員につきましては、授業、部活動につきましても情熱を持った指導が大切でございます。そのような中で、これから少子化の中で子供達がたくましく生き抜く力をつくるための授業、そして部活動、どちらも学力、体力含めて取り組んでいかなければならない。

そのためには、学校の教職員の皆さんが部活動の指導者にまずはなっていて、足りない部分を外部指導者というか、必要に応じて、そんなことも考えられるかと思っております。

そのような中で部活動についても、やはり生徒の学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養ということで、午前中の行政報告でも申し上げましたように、本町少ない生徒の中で部活も頑張っております。そのような中でたくましく生きる子供達を育てていきたいというふうに思っています。

今ほど8番議員さんからご質問ありましたように、職員室の電気が点いているという中で、それは決して多くの職員が残っているわけではないというふうに私も認識しております。そのように恒常的に残ってというような職員がいる場合については、そのようなことも指導していき、極力、皆が帰ると、こういうような形で指導、改善、校長と進めていきたいというふうに申し上げ、8番議員さんの答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員よろしいですね。

以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後1時52分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

（午後2時05分）

○議長（長谷川秀樹君） 今、休憩中に多くの議員さんから、今日、たくさんの方の傍聴の方がいらっしゃって、熱気なのか、議場が暑いということでしたので、上着を脱いでもかまわないということで許可しますので、そんなことをご理解いただければと思います。

それでは、一般質問を続けます。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、私の方から2点質問をさせていただきます。

まず1点目になりますが、外資による森林買収への町の対応策について、質問したいと思います。

昨今、外国資本による森林買収が全国各地で広まってきております。特にその中心となっているのが北海道で、当初はニセコ地域を中心として行われておりましたが、ここ最近はどんどん北上してきており、誰もこんなところ買わないだろうというようなところが、外資に買収されるというようなケースが広まってきております。

平成28年の林野庁の情報によりますと、北海道における買収の件数は29件で、202ヘクタール。また、外資系の企業を含めると48件、777ヘクタールに及ぶと言われております。現在、トータルでは2,000ヘクタールを超えるというぐらい、大変多くの森林の土地が外

資に買収されているような実態があると聞いております。

その中には行政が知らない間に買収の話が進んで、慌てて行政やその地域の地元の住民が購入するというような事例も発生しているというふうに聞いております。

今後も外資による森林買収が進むと言われる中、国でも現在、何らかの対策を検討しております。水源水循環基本法も成立しておりますが、そういった対策、今、国で進めているところですが、町としても、やはり一定の規制を条例等で定める必要性があるのではないかとこのように思うのですが、町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、本町の森林の状況について、少し説明をさせていただきます。

本町の森林面積は、2015年の農林業センサスの統計では、国有林45ヘクタール、道有林2万4,968ヘクタール、町有林1,448ヘクタール、民有林は1万1,915ヘクタールで、合計3万8,376ヘクタールとなっており、町の面積の約77パーセントが森林となっております。そのようなことを危惧してのご質問だというふうに考えております。

まず、国及び北海道における森林買収に対応する法令等について説明をさせていただきます。

4番議員さんはご承知のことと思っておりますけれども、国の法律、道の条例がございますが、どちらも大切な共有の資源である水を守るとともに水源となる森林を守ることを目的として制定されております。

法律としましては、水の循環に関する施策を総合的に推進し、水循環を維持、回復するための水循環基本法が平成26年に成立しております。また、北海道においては、水資源の涵養機能の維持増進に取り組むため北海道水資源の保全に関する条例を国の法律に先んじた独自条例として、平成24年に制定をしております。

この道条例の制定の際には、本町の水源地である道有林及び幌加地区の森林について、水資源保全地域の指定の可否について北海道がヒアリングのため本町を訪れておりますが、本町の水源地周辺については道有林の他は町有林が殆どであることから、水資源保全地域の指定にはいたっていないという状況でございます。

ちなみに市町村が森林の売買等を認識する方法といたしましては、国土利用計画法による届け出と森林法による所有者の移転届けによる方法がございますが、国土利用計画法は1ヘクタール以上の面積が対象となっており、森林法による所有者の移転届けは面積の要件はございません。

このことから届け出制ではございますが、しっかり届け出をしていけば行政が知らないということではなく、森林取得の状況については掌握できることとなっております。

道内の外国法人及び外国人による森林取得の実例については、今ほど4番議員さんからのご指摘のとおりでございますが、主な目的は別荘地等の資産保有であり、1件の取得面積が1ヘクタールに満たないケースも多く、林業の施業の実効性や事業の採算性を考えますと、森林を伐採して利益を得るという行為にはつながることは少ないと考えております。

本町においては、外国資本等による森林取得の実例はないことを報告させていただきます。

す。

なお、条例の制定の必要性でありますけれども、本町においては、平成21年に新十津川町環境基本条例を制定しており、条例では環境基本計画を策定するとともに水環境の保全と森林及び緑地の保全に努めることとしてございます。水資源の保全は、大きな森林面積を持つ本町にとって非常に重要なことと認識しておりますが、現在のところ新たな条例の制定までは考えていないことを申し上げ、4番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 小玉委員よろしいですか。再質問ありますか。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁の中にありました本町の新十津川環境基本条例、これには保全は確かに書いてございますが、やはりそういった具体的な規制等は特に書いてないというのが実情であることと、先ほど言ったような道等でも届け出のルールを決めているということですが、やはりその届け出のルールをきちっと守ってくれば、それはいいんですけれども、やはりこういった問題になるケースというのは、そういったものがちゃんと行われてないというケースが非常に多いというのが実情であります。

ただですね、私達の町も、今、高齢化や過疎化がどんどん進んできている中で、土地の所有者が町内にいなく、町外または道外さらには国外というケースも今後、きっと増えていくだろうというふうに思われます。

先般、本町の森林課税者の所在地を少し調べたところ、町外が92.53パーセント、町内はわずか7.4パーセントということで、ほとんど土地の所有者は、町外という状況になっております。

これがまだ道外、道内であれば、まだ連絡のつけようがありますが、これが国外等になってくると本当にわからなくなるということがあります。

また、土地を相続すると登記簿の名義変更を行うのですが、実質上、差し迫った必要がなければ元の名義のまま放置されるという事例も各地で見られているというふうに聞いております。

そもそもこの不動産登記は、表示登記は義務化されておりますが、権利登記は義務化されていないということから、いつの間にか権利が動いていると。登記上の権利の名義とは違う人が実質上権利しているというような事例も見られるというふうに聞いております。

これから団塊の世代が、いよいよその土地の相続する時代を迎えていきます。資産価値が低く、管理が難しい土地は相続を敬遠されがちです。相続する前に手放したい、買ってくれるなら誰でもいいということで、仲介ブローカーに売却し、その後、どう転売されたかというようなことが誰も分からないまま土地がいろんな方に売られるというようなケースも見られると。そういった危険性もあるというふうに聞いております。

そこで町内の森林について、所有状況の確認の作業を一定程度行い、課税対象の土地だけではなくて、課税対象外の土地等の所有者の一定の把握を、町としてやっていくべきではないかなというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 森林の所有権の移動ということになりますと、森林に限らず個人の財産形成または会社の財産形成になりますので、なかなかその規制には限界があるとい

うことだけは承知おきしていただきたいというふうに思います。

良い意味で、森林の所有者が森林を有効活用する方々に移動するに当たっても、そういった方に移動することが一番望ましいというふうに考えております。

そして町内には、空知森林組合が空知管内の大きな森林の保育管理さらには植林等を手掛けていただいておりますので、そういった方々にいろんな情報が入ることを一番切望しております。そういった方々に入ると適正に森林を循環する機能を持つ方々に転売をしていただければ、また、その方に転売する事によって空知森林組合が中に入って森林の保育管理が適正にできうるといようなことを考えておりますので、そういったことを願っているところでありますが、そこまでの規制ということまではなかなか至らないということが現実でございます。

今の所有者という質問がございました。現在、山林の納税義務者数は3,277人と非常に大勢の方々が所有しているというのが実態であります。昭和の50年代ぐらいだったと思います原野商法というのですかね、そういったような方々の山林もありますから、非常に山林が分化されている実態にもなっており、所有者も多いという現状になってございます。

特に課税額が30万円以下の方については、納税通知書が発送されないという状況になっておまして、この30万円以下の方が3,080人ということで、ほとんどの方が課税免除、いわゆる大体2、3ヘクタール以下の方かというふうに思います。山の所有の評価によって違いますけれども、小規模の面積所有の方がたくさんいらっしゃるという状況になっている実態にもなっております。

そういった実情にあるということ、まず報告をさせていただきたいというふうに思います。

そして今、国の動きの中では、今年度中に税制改正大綱において森林環境税の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度いわゆる来年度の税制改正において結論を出すという形になってございます。

この森林環境税が導入された場合は、それぞれ町民個々の負担も出てくるわけでありまして、今の段階では個人住民税だとか、そういったものに賦課をするということ念頭に置きながら考えられていることでもありますけれども、その負担が山に還元をする、いわゆる大都市に多く人のいるところから山村の方に、いわゆる森林整備のためにその浄財が還流するというような形の中で森林環境税が考えられており、そのことが今、実現しようとしているところでございます。

そうなってくると、今いる所有者の負担を軽減し、市町村自らが間伐を実施することだとか、所有者が不明な場合であっても、間伐を代行するなどの取り組みをこの制度の中でうまく構築できないかということ、今、国の制度の中で検討し、そういった環境税をそこに充てられないかというような試算が出ているところであります。

そういったことの中で、国はまず森林法を改正し、森林の所有者を的確に把握し、森林情報や登記情報などを集約して管理するため、第1段階として、林地の台帳制度を作ることが創設されたところでございます。この森林環境税の創設については、本町においても様々な機会において要望を行っておりまして、本町は、この地域から森、里、川、海つながりの回復に取り組む首長の会という組織にも加入し、全国規模の組織として国に要望、創設を目指しているところであります。

森林の持つ機能は、それぞれ自然豊かな大地さらには海の魚、いわゆる漁業までつながるといふふうに考えておりますので、森林の保全には町のできることに、そして国がこういう制度をもって市町村に財源を補てんをすると、そういったことによつて森林整備が適正に保護及び育成できていくものといふふうに期待をしながら、この制度の構築を念願をしているところでございます。

そうすれば森林の整備がより活性化、加速化していくのではないかといふふうに考えておりますので、今の段階ではすぐという形にはなりませんけれども、森林環境税ができた暁には、そういった形の中でいろいろ森林の整備の方にそういった財源がうまく還流をしていくことを回答を申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員よろしいですか。再々質問ですか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、森林環境税の話がありまして、それが導入されると所有の方が分からない、そういった森林も市町村である程度管理できるということで、これが進めばやはり、今、不明になっているような森林もある一定程度市町村で把握することができることは非常に期待していきたいなといふふうに思っております。

それとあと、先ほどの規制はなかなか難しいという話がありましたが、やはりその土地の買収の規制というよりは、先ほど町長もお話があったとおり、水を守るという意味での規制で考えると、道内には、今、22市町村で地下水の採取規制条例を定めております。

私達の町も77パーセントが森林ということで、この森林の大きな役割として、やはり水というものがおりますので、私達の町として、どこを守るべきか、その森林の広い森林の中のどの部分を町として守っていくか、そういったところをしっかりと明確にしていきながら、その守るべき対策を町としてしっかりと対策を講じていただきたいといふふうに感じております。

今ほど町長からお話があったとおり、多くの市町村がこの事案に関しては、うちはそういった事例もないし、現在は措置の必要はないという自治体が多いんですけども、怖いのは、分からないところで進んでいくというのが非常に怖いなといふふうに思っております。

また、民法162条では、時効取得というのがあって、人の持ち物を実質占有している方が短くて10年、長くて20年占有の実態があったら、所有権がその人に移ってしまうといふような民法の定めもあります。

そういった、確かにこの国の動きを見て、このあと期待したいといふのは非常にわかるのですが、やはり実質、今、北海道における森林買収がこれだけ広がってきていて、もしかしたら新十津川町も狙われているのではないかといふような実態がある中、いち早くやっぱり町として講ずるべきではないかなといふふうに思いますが、今一度、町長の考えをお聞きしたいなと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それではお答えをさせていただきたいといふふうに思っています。

財産形成の中での制限はあり得ないということで、先ほど言ったとおりでありますけれども、水を守る、いわゆる水資源を守るという観点からは、今、国の法律、道の条例があり

ますので、そういったことをまず基本に置きながら対応させていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

国、道の対応で、できづらい、でき得ない、一部道内でも、今、質問にあったとおり22の市や町で条例の制定をしているという状態も確認をさせていただいているところでございます。空知管内でも、この近隣でも多く外国資本の方が面積を所有している町もございません。

そういった状況も鑑みながら、今、どのようにこれが新十津川の大きな森林を持つ町として適正に管理するか、今一度、十分熟慮させていただきたいというふうに思います。

ただ、環境基本条例がございまして。そういった基本条例を根底にし、施行規則の中でうたっていくべきなのか、そういったことも総合的に勘案して、今の段階では前向きに検討させていただくということだけ申し上げ、お答えをさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、それでは次の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

質問の内容ですが、札沼線の乗客に対する町の取組みについて、ご質問したいと思っております。

先ほど、青田議員の方からも札沼線の質問がありましたが、私は少し視点を変えて、先ほど町長が、今、やるべきことというところを少し深く掘り下げて、町長に質問したいというふうに思っております。

まず、札沼線の存続に向けた様々な協議が現在進んでおりますが、1日一往復の大変珍しいこの鉄道路線を活用して、多くの乗客が新十津川町まで来てくれています。

現在、地域おこし協力隊の方が、そういったデータを取りまとめており、先日前お聞きしたところ、昨年5月から今年8月までの乗客の状況をお聞きしますと、トータルで7,706人、1日平均が20.8人、もっとも1日の乗車数が多かったときで87人というふうに聞いております。

こういった状況の中、現在、託児所の子供達の出迎えや終着駅到達証明証の発行、また、硬券切符やグッズの販売などいろいろ行われておりますが、来てくれた乗客の方に町の魅力を伝えて、今後万が一、この鉄道がなくなってもこの新十津川町に足を運んでもらうような取り組みを、町、まちぐるみですべきではないかというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員の二つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

札沼線については、非常に関心のあることであるというふうに、このように肌で感じているところでございます。

新十津川駅につきましては、現在、ボランティアの方々による駅舎や周辺の清掃、隣接をする空知中央病院の職員の皆さんによるチューリップなど花の植栽活動、病院保育所の

園児による乗客の歓迎や見送りなどが行われており、駅を愛する多くの方々がおもてなしの心を持って、札沼線で来られる方々をお迎えしていただいております。

そのようなことから、今ほど質問の趣旨にあった乗客数も数多く、このようにお迎えをいただいているということでございます。

到達証明書につきましては、それぞれ9月1日現在の状況になりますが、到達証明書は4,269枚、硬券切符は3,150枚の販売が既に終了。ご当地切符は2,600枚の販売と、それぞれ非常に好評を博しているということでございます。

しかしながら、札沼線を利用して新十津川を訪れる多くが鉄道ファンであることから、その目的は駅の訪問や列車への乗車であり、残念ながら早々に本町から別のまちに移動してしまうのが現状であります。

車窓から見える素晴らしい景観、駅を愛するの方々のおもてなしの心や取組み、また、私も沿線自治体の町長と連携し、利用促進を図るための札沼線沿線ツアーを実施させていただいておりますが、今あるもの、今行われていることは必ず次につながっていくものであるということを感じ、駅に関わる方々がそれぞれの活動を行っているところであるというふうに思っております。

町といたしましても4番議員さんと同様に、来ていただいた乗客の方々がまちに魅力を感じ、まちに足を止めていただき、再びまちに足を運んでいただくための仕組みや仕掛けが必要と考えております。

駅を訪れた方に本町の魅力を伝え、ふるさと公園等の観光施設や宿泊施設を利用させていただくこと、逆にふるさと公園を利用された方や宿泊された方に、日本一早い最終列車が到着、出発する時間帯に足を運んでいただく取組みなど、観光施設が相互に連携しPRすることが大切と考えますので、できることからこれらのことを取組み、進めてまいりたいと考えているところであります。

また、今年度策定をいたします観光振興計画には、観光施設の相互連携の取組みについて、その主旨を反映していきたいということを申し上げ、4番議員さんの質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、町長から来てくれたお客さんを、やはりクリーンパークだとかふるさと公園につなげる仕組みをこれから考えると。本当に正にこれは、ぜひ、今やるべきことかなというふうに考えております。

そういったことで、先ほどから町長も、今、この札沼線を通じて多くの方が新十津川町に来てくれている、そういった方々に少しでも感謝の気持ちを伝えたいということで、町民有志の方々がさまざまな活動をしてきております。それらの感謝の気持ちも先ほど聞かせていただきましたが、実質その活動の多くが、やはりボランティアであるという意味から、私財を投じた活動となっているのが現状となっております。

ふるさと応援基金の使い道の一つに、終着駅周辺整備に資する事業というのがあります。平成28年度のふるさと納税の実績を見ますと、この終着駅の周辺整備に資する事業に寄附をしてくれた額は、212万7千円あります。

ただ、これに使われた財源というのは、PRポスターの7万2千円ということで、多く

がほとんど使われてないような状況になっております。

ぜひ、こういったふるさと応援基金の使い道の一つに、終着駅周辺整備に資する事業、これを少し活用の幅を拡大して、今、町民有志の方たちが一生懸命頑張っているそういった活動に少しでも使えるようにすべきではないかというふうに考えますが、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 改めて駅を応援する方々に対して、本当に感謝の気持ちでいっぱいであります。駅を中心にイベントだとか、そして歓迎をする機会をつくっていただいていることは、本当に新十津川ならではのことだというふうに思っております。今後も引き続き、そういった活動をしていただき、本当におもてなしの満載な新十津川駅を続けていただきたいというふうに思っているところでございます。

今、一部私財を投じて活動しているけれども、いわゆる応援寄附金など充てられないかという質問であったというふうに思います。

当然、町として必要な駅周辺の費用については、今、若干でありましたけれども、ポスターに充てていること、そして今年の予算においては、札沼線の動画作成、いわゆる魅力発信の動画という部分で、札沼線に関する分についてはそういう浄財が充当されるということになるかというふうに思います。

それらすべてにはなりませんけれども、行政として、必要な駅にかかる費用については、しっかり支援をしていきたいという考え方でございますし、また、応援する方々が、イベントに必要なテーブルだとかテントについては、当然でありますけれども町のそういったものを貸し出しながら職員の人的支援なども含めて協力をさせていただいているところであります。

今、直接的な支援という部分の中ではそういう形に残るものがあるわけではありますが、ソフト的な支援についてはできるものに限りがありますので、昨年で言いますと、駅の応援寄附金とはすぐあたりませんが、85周年やったときには、町から新米をお客さんに提供するだとか、町からできうることについては、それぞれいろいろ打ち合わせをしながら駅を盛り立てるための必要な町の支援は、今後も続けていきたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問の回答とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ですか。

再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） ぜひ、今、町民有志の方々の活動を町としても強力にバックアップしていただきたいという思いと、今、駅の存続するか、また廃線になるか、その辺の議論は様々な視点からいろいろ考えなければいけない。これは本当にいろんな意見を聞きながら、先ほど青田議員のお話があったように、結論を出していく時期が来るだろうというふうに思いますが、この路線があることでのこの町のメリットとしては、先ほど言ったような人数、これほど多くの人数がこの駅に訪れてくれる。そしてもちろん、この方々全員が新十津川町のまちを観光したいという思いはきっとないと思いますが、その中の1人でも2人でも、この町の観光を知っていただいて、そしてこの経済の活性化に力を注ぎ、また、あえて言えば、今、総合戦略で移住、定住を進めておりますが、そういった移住につ

ながる戦略というのが、やはり町一丸となって取り組んでいくべきではないかなというふうに思っております。

この存続か、廃線かという議論も、それも今、大変な時期かもしれないですが、今、町としてやるべきことは、ぜひ、今のあるうちにできることをやっていただく。この乗客数、今回、地域おこし協力隊の方に協力を得てお話をさせていただきましたが、こういった状況も恐らく知らない町民の方もたくさんいると思うんです。ですから、何となく一部の方だけで盛り上がっているというような風潮を何となく受ける感じがするんですが、その辺、町長はどう考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今、4番議員さんから再々質問でございましたように、本当に新十津川駅を応援していただいている方は、非常に特定の方が中心となっております、また、地域おこし協力隊の方々についても一緒に連携をしながら、いろんな盛り立てをしていただいております。

イベントの中において振興公社が作っている終着駅まんじゅうだとか、メロンゼリーだとかも販売をしております、当然、4番議員さんも現地をご覧になっておりますけども、非常にそういった駅に来た時に何かを求めたいという、そういう観光客のやっぱりニーズというのがあるんだなというふうに考えておりました、そういったものを買って求めたあとに、あとで食していただいておいしかったとか、そういうふうに感じてもらうことが良い意味でのそういう新十津川にさらにまた来てみたい、そして声掛けが、いろんな人につながっていくものというふうに考えておりますので、今ほど質問にあったとおり、今やれること精力的に考えながら対応していきたいというふうに思っております。

ただ、今、この限定的なというのですかね、駅を盛り立てる人方が中心的にやっておりますけども、その輪の拡大という部分では、なかなか一朝一夕にはいかないものがありまして、本当に今、応援している人方は熱心に本当にやっておりますけども、なかなかその広がりをもどくようにしていけるのかという部分では、今、即座に良いアイデアが浮かばないところでもありますけども、少しずつなのかもしれませんが応援していただける方が増えていって、そして共にこの町の大きな財産として、今あることを発信できるように、そして共にこの新十津川駅を応援する、その喜びを共感できるような体制ができることを期待をすることを申し上げて、行政が何をボランティアの組織に対して直接、私どもから声掛けということはなかなかしづらいという状況になっておりますので、そのことについては、自主的な方々の活動を側面的に応援をしていきたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、一般質問ははじめさせていただきます。

今回、教育長に就学援助の拡充と見直しについて、お伺いをさせていただきます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困

難とみられる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、各市町村においては、適切に就学援助を実施しなければならないこととされています。

北海道教育委員会から就学援助事業の実施についての通知が、平成28年9月30日と平成29年2月21日に出されております。さらに中学校だけではなく、小学校についても、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等を国庫補助対象にできるよう改正したことについて、教育長宛てに文部科学省初等中等教育長からの通知が平成29年3月31日に出されているのも、教育長もご存じのことと思います。

そこでお伺いいたします。第1点目でございます。

平成22年度から就学援助の補助対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3目が追加されました。

本町では、生徒会費、PTA会費は支給されており、高く評価するところでございますが、クラブ活動費については支給されておりません。新年度から、ぜひ、支給してほしいとの保護者の声が私のところに寄せられております。

教育長はどのようにお考えになっているのか、1点目にお伺いさせていただきます。

2点目としましては、新入学児童生徒学用品費等についてでございます。

道教委の通知文の中では、児童生徒が援助を必要とするときに速やかに給与することができるよう十分配慮する必要があるとしておりますが、この文を受けて、教育長はどのようにお考えをされているのかお伺いします。

3点目でございます。修学旅行費等についても、同様な通知文が出されております。この点について、教育長はどのようにお考えになっているか、以上3点をお伺いさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは1番議員さんの3点の質問に順を追って答弁させていただきます。

1点目の就学援助のクラブ活動費分の支給について、本町ではどのように考えるかという質問に対して、まず、答弁させていただきます。

これにつきましては、クラブ活動費は、中学校の課外活動費分を含むということになってございます。そのような中で本町におきましては、課外活動の加入促進と保護者の負担軽減を図る観点から、平成27年度から全校生徒分を対象に学校に助成をしているところでありまして、課外活動費として保護者が負担する分はない状況にあります。そのようなことから、ご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目につきまして、新入学児童生徒学用品費等の早期支給についてでございます。これにつきましては、1番議員さんから平成28年第4回定例会の一般質問におきましてご質問をいただいたところでございます。そこで私の答弁といたしましては、事務の迅速化を図っていく旨と就学援助費支給までの間について、現行既にある社会福祉協議会が行う無利子の貸付制度がございますので、この活用の検討について回答させていただいたところでございます。そのような中で当面は、私の考えとしては、その考えには変わらないとい

うことで考えているところでございます。

また、3点目の修学旅行費の早期支給についても同様の考えでございます。昨年の一般質問のご質問を受けまして、早速、社会福祉協議会の方といろいろ打ち合わせ、相談をさせていただきまして、社会福祉協議会の貸付制度の、無利子ですね、周知についてリーフレットを作っていただいて、そして2月のそれぞれ小学校入学、中学校入学の新入学児童生徒の保護者を対象に、こういう短期の無利子の貸付制度がありますので、そういう制度の有効活用ということで周知もさせていただきました。

その結果をお伺いしましたところ、実際には新小学1年生の就学予定者の保護者からの問い合わせが1件あったというふうに伺っておりますが、しかしながら、貸付申請はなかったというふうに聞いているところでございます。

そんなような中で事務の迅速化につきましては、今まで7月上旬の支給だったものを、今年度、早期支給に取組み、6月上旬、1か月前倒しで支給に努めてまいりました。修学旅行費についても、実績額確定後同様に6月上旬に支給をしているところでございます。

このような中で、今後についても早期に支給できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

入学前支給につきましては、全国、各市町村におきまして、独自の取組みでいろいろ取り組んでいるのは、私も承知をしているところでございますが、どういった方法が適切で、かつ現に困窮している方に援助できるのか、いろいろな市町村の取組みはまちまちでございます。そのような中で、いろいろ想定していかなければならないと考えておりますので、今後、検討していかなければならないと考えております。

また、どうしても入学の転入、転出というのは、近隣市町からの転入、転出等も多いものですから、そういった近隣市町の動向も確認する必要があるかなというふうに思っております。

また、1番議員さんもお承知のとおり、国の補助の新入学児童生徒学用品費の単価、これにつきましては、国の文部科学省の方で、前年については小中学生約2万円なのが、29年度には4万円、約倍になりましたですね。いわゆる新入学児童の費用がかかるということで、文科省も単価が上がったと思います。

例えば、これが28年度の段階で支給している市町村だったら、その金額のままで支給するということにも、前々年度の所得によってそういうふうなやり方でやっている自治体もあるというふうに伺っております。前倒しだったことが、果たして対象者に対して本当にどうだったのかという、今回、倍増になりました。新年度になってきちっとした補助単価で早期に支給することが、逆にそういう就学支援対象世帯への支援でないかなというふうにも考えております。

そのような中で、いろんな場合が想定されますので、今後、さらに検討を進めていきたいと思いますが、そういったこともあって、社会福祉協議会の制度を活用してやるのが望ましいというふうに考えていることを申し上げ、答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 1番議員よろしいですか。再質問ありますか。

再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 1点目のクラブ活動費については、教育長の答弁のとおり理解させていただきました。ありがとうございます。

2点目の質問の新入学学用品費等の支払いについてですね、去年の12月議会に一般質問させていただいて、社会福祉協議会の融資の制度を使ってくださいということで言われましたので、私、社会福祉協議会に行って調べてまいりました。用紙をいただいてまいりましたところ、民生委員さんのはんこが必要。それと、ある程度の金額になると保証人の必要ということで、なかなかハードルが高いという感じに見受けられたんですね。

それで、ほかの自治体でも、近隣市町村においても導入しているところがこのごろ多くなりまして、中学生に関しては前向きに検討したいという答弁を、ほとんどの自治体の教育長さんは答弁をなさっているということも、今、発表されております。

前々年度の所得でいくと、確定になったときにそれが対象外になるとかって、そういういろいろなこれをクリアされるにはいろいろな難問があると思うんですがね、やっぱり、もらう人の立場になって行政が動いていただくのが一番良いのではないかなというふうに、私は考えるところなんですよね。

それでもし新十津川で就学援助を受けていらっしゃる方が、札幌とか前倒し支給されているところの地域に行ったときに、新十津川では入学前に支給されないのでもらえないで行く。それで札幌に行くと、入学前に支給されるで制度の申請が終わっているというふうになったときには、その方は支給対象にならないんじゃないかというふうに考えるんですね。新十津川では前倒しになっていない、引っ越しした所では前倒しになっているからもう締め切りは終わりましたというふうに、もらえないというふうな感じの不具合も出てくると思うんですよね。

そういうことに対しては、教育長はどのようにお考えですか。

それともう1点、修学旅行の旅費等について、そういうのを教育委員会から真っすぐ学校の方に直接、保護者の口座に入れなくて、直接学校の方に支払いをしてくれるというそういう制度を導入されて、保護者の軽減をされている自治体もあると聞いています。

ぜひ、そのような一時保護者が多額のお金を用意するのではなく、町の教育委員会の方から学校に直接、そういうふうに修学旅行費に関しては大きい金額なので、支払っていただけることは検討されないのかどうなのか、そういう事例を教育長ご存じないのかどうか、それを再質問に聞かせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） まず、就学援助につきましては、転出しても基本的には、いろいろ自治体間で報告しますので、そういうことが進藤議員さん、私ちょっと調べてみないと分かりませんが、そういうことはないのではないかなと、私は考えているところでございます。転出してもですね。はい。そのように考えております。

また、修学旅行費の関係につきましては、いろいろ今後、取組み等検討して確認した中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

再々質問を許します。

○1番（進藤久美子君） この新入学学用品費等が2倍になったということですね、前倒しになると今までの単価でもらえて、それが次の年の支給になると倍額もらえるというふうな、そういう不具合も出るのではという、そういう観点で教育長答弁されたと思うのです

が、ある自治体では、前倒しにもらおうと今までの単価、遅れて支給されると倍額の単価でもらえる、保護者の方がどちらでも選べるというふうになったときには、その自治体では、倍額もらわなくてもいいから用意する前に欲しいという、そういう統計が出ている自治体もあるんですね。

だから、それほど入学前に中学校に関しては、ジャージを買ったり、制服を買ったり、かばんを買ったり、靴を買ったりという感じで、すごい多額の出費をするわけですから、やっぱりそれは、せつかく良いそういうふうに入学期の児童生徒に学用品費の補助をするっていう新たな原点に戻っていただければ、やっぱり入学前に支給されるのが本当の新入学期児童生徒学用品費等の意味があるんじゃないかって、私はそういうふうに思うんですね。

これからますますいろんな自治体で、今はまだ小学校1年生に関しては、まだまだ支給されていないところが多くあると思うんですが、中学1年生に関しては、6年生の就学援助をもらっている人が、その人数がそのまま中学校に入学するってところがほとんどなので、人数とか金額に対しては決定してるって言うても過言でないというふうな感じに見受けられているので、ぜひ、この入学前支給、本町でも検討して欲しいなというふうに思います。

それで前々年度の所得でいって、いろいろ事務的なことで職員の方は大変だと思いますけど、優秀な教育委員会の職員の皆さんの力を借りれば、この問題は何なくクリアできるっていうこと、私信じておりますので、ぜひ、中学校に関しては前向きに支給していただくことを検討することをお願いします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再度、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 今ほど一番最初の答弁で申し上げましたように、まずは社会福祉協議会のいろいろな手続き、その件については、社会福祉協議会の方の考え方もございますので、答弁を差し控えさせていただきますけど、そういうご意見だということは、また、相談させていただきたいと。また、よりよい融資の方法はないかということを考えて、相談させていただきたいなというふうに思います。

また、今後においてですね、いろいろ最初答弁しましたように、検討はしてきますということで、ちょっと時間をかけて検討していきたいということで考えてございます。

また、1番議員さん、学用品費の単価のことを申し上げましたけど、安くても早い方が良いという、前倒しで良いという方と、やっぱり補助単価を文科省で定めたということは、そのへん費用がかかるということ定めているということで、やっぱり金額については多い金額を求める人もいないかということ、そのへんは進藤議員さんの意見ばかりではないというふうに、この単価が上がったこともですね、それは違う面もあるんでないかなと申し上げまして、再々質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。

（午後3時01分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、引き続き、一般質問を続けます。

(午後 3 時10分)

○議長（長谷川秀樹君） 最後の質問者であります。

3 番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3 番 鈴木康裕君登壇〕

○3 番（鈴木康裕君） それでは議長のお許しをいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

昨年、民間業者が、旧渡辺鉄工所跡地にゆめのむら構想の発表をし、いわゆる道の駅の建設を目指す動きがございました。当初、本年の夏のオープンを予定していると、そういう説明がありましたが、現在のところその兆候は見られません。

1 月にゆめのむら事業計画書が発表され、その中で公衆トイレの建設、駐車場の整備については新十津川町に要望し、お願いしているとの記述がございました。いまだに工事が始まらないのは、事業計画に無理があるのではないかとそういうふうに、私は思います。

このような状況下で、本町に旧渡辺鉄工所跡地に道の駅が必要であるのかどうか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは3 番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、経過について概略を少し説明をさせていただきます。

まず、農産物の直売所など本町の振興発展に寄与する施設につきましては、関係者の連携を図るため、昨年、町がコーディネーター役として調整し、事業関係者、J Aピンネ及び商工会の職員とともに道内の道の駅の視察を行ってきたところでございます。

また、昨年の第3 回定例会において、3 番議員からゆめのむらの進捗状況に対する質問がなされ、私の答弁としまして、民間事業であるため詳しくは説明できないが、老朽化した工場の解体によって地域環境が良くなったことに対する感謝の思いと、新たな観光PR や町の情報発信機能を持つ施設として、私の立場からもオープンを待ち望んでいる旨をお答えをさせていただいたところであります。

その後、民間事業者の方では、今年の夏のオープンを目指し構想を具体化すべく計画を進めておりましたが、計画を進める中で、将来、より多くの集客を図るためには道の駅として整備することがより良い方法であるという考えにいたり、道の駅として認証を受けるためには行政の関わりが不可欠であり、民間事業者のみではどうしてもクリアし難い壁にぶつかったとのことから、道の駅として整備していくための方策について、要望及び提案が事業者の方から町に対して寄せられたところであります。

ここまでの状況につきましては、今年の1 月12日に町議会議員の皆さまに概要を説明申し上げたとおりでございますし、今、質問の趣旨にも入った中身になってございます。

これらの経緯などを踏まえ町といたしましては、民間主導で提案のあった道の駅構想について、官民連携という枠組みの中で検討することといたしまして、関係機関及び関係団体の構成による検討会議を設置いたしました。

検討会議は、名称を観光PR 等拠点構想検討会議とし、事務局を町に置いて、当該事業者、観光協会、商工会、J Aピンネ、振興公社、商工会青年部といった関係機関の職員や

団体の代表等の方々に参画をしていただきました。

会議は、この3月から月に1回程度、これまで全6回開催され、本町における観光PR拠点の必要性、求められる機能、施設規模、設置主体及び運営主体、官民の連携のあり方等々多岐にわたって検討がなされ、様々な課題やご意見が出されたと伺っております。

また、検討会議には、今回提案をされた事業者自身に入っていただき、官民連携という考えのもと、必要に応じゆめのむらの構想や計画の内容を説明いただきながら会議を進められ、今後、近いうちに報告書が提出される段階であると聞いております。

ご質問の現時点で事業計画に無理があるのではないかとのご指摘につきましては、民間主導の事業計画でもありますので、私の方からの答えは、前回同様、差し控えさせていただきます。

今回、民間事業者から観光の振興や地域の振興を推し進めるという観光PR拠点の整備について提案がありましたことにつきましては、町として大変重要な提案として真摯に受け止めさせていただいております。

道の駅という制度を活用する整備手法についても、官民連携という枠組みを前提として次の段階の議論を進めるために、どのような考え方が本町にとって良いのか、検討会議による報告書の内容を十分に確認し、熟慮をした上で判断をさせていただきたいと考えていることを申し上げ、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員よろしいでしょうか。再質問。

再質問を許します。

○3番（鈴井康裕君） それでは、再質問をさせていただきます。

町長から、今までの経過も含めて丁寧な答弁まことにありがとうございます。

官民連携の枠組みで民間主導をもとにやっていくということでございますが、私も、そもそもこの問題が、ゆめのむら直売所をやるということで、再開発がいつの間にか道の駅設置へ、また、民間主導での計画に著しく町が巻き込まれていっている状態に問題があるのではないかと、その辺に問題があると思います。

先ほど町長からもありましたが、ちょっとおさらいをしてみたいと思います。

平成21年に経営が破綻した渡辺鉄工所は、その敷地が無人化したことにより景観を損なっていたほか、防犯上の懸念も広がっていました。このことは数年間、新十津川町の憂慮すべき問題となっていたことは皆さんご存じのとおりであります。

そこにある民間業者が現れ、平成28年の1月に敷地を取得、3月から工場等の解体作業を経て更地にしていただきました。そして4月に、町内の観光振興と経済の活性化のためにゆめのむら整備事業に着手、5月には町内有力者の出席のもと、ゆめのむら開発祈願祭が開催されました。その後、1棟4戸のマンション2棟を建設、11月までに3世帯の方が入居され、春には8戸すべてうまったと聞いております。

先ほど町長からの説明にもございましたように、8月には町の産業振興課が調整役となり、事業関係者、ピンネ農協および商工会の職員により、千歳市と恵庭市の道の駅の視察研修を行っております。年が明けて本年の1月、先ほど申し上げましたように、ゆめのむら事業計画書が発表され、目的の中に国土交通省の道の駅認可の取得を目指すと明記されました。そしてさらに、平成29年7月上旬の開業を目指すとも書いてありました。非常に性急な事業計画であります。

当初は、この民間業者が自分達で駐車場などの整備をすると言っていたと記憶しております。熊田町長の発言で、民間主導で開発が進むことは歓迎すべきこと。町の企業振興促進条例に基づき支援策を講じていきたいと、当時の新聞にあります。

それが1月の事業計画では、トイレ、駐車場については、町で作っていただきたいとの方針転換であります。これはやはり無理なお願いであります。

しかしながら、一部では町はもっと協力すべきだという意見もございます。

ですが、そもそも国土交通省の道の駅の設置要件として、トイレ、駐車場、情報提供施設は、道路管理者または市町村で整備するとあります。計画者は、この設置要件をきちんと理解していなかったのではないかとも思われます。

そして今、ゆめのむら計画で道の駅を建設しようとしている土地は、すでに民間業者の所有となっております。このまま計画を推し進めると、私有地の上に町が建物を建設することになります。

町有地はこの新十津川町の中、ありとあらゆるところにあふれています。わざわざ私有地に町の建物を建てる必要などあるのでしょうか。様々な疑問があります。

このことは長年、新十津川町の課題であった渡辺鉄工所跡地問題を、ある業者が町の気持ちを押し量って動いてくれたおかげではあります。ついこないだ世間で流行った付度、このようなものがあつたのではないかと、私は思います。逆の立場で町は、鉄工所を壊してくれたから、何とかしてあげようと付度のお返しではないかと思ひます。そのお互いの付度が、この道の駅問題を迷走させている原因ではないでしょうか。

また、一部の人達で計画を推し進め、さっぱり状況が見えてこない状況です。先ほど町長の答弁の中に拠点構想検討会議というのがございまして、その中で検討されているということですが、その情報公開があまりにも少ないと。リアルタイムに、進行状況が私達に伝わってこないのが問題だと思ひます。

去る8月24日に行われた橋本区の議会報告会で、一人の住民の方が言いました。これはサイレントマジョリティーではありません、はっきりとこう申されました。新十津川に道の駅は欲しいけれど、あの場所じゃだめだと。端的にこの問題の本質をついた発言だと思ひます。

昨年も9月の定例議会で、道の駅のようなものとゆめのむら構想について、私は一般質問させていただきました。住宅地の中の道の駅、また、道の駅とアパートの共存は成り立つのか質問をさせていただいております。

その時の町長の答弁の中に、先ほど申されましたように、町が指導、調整すべきことがあれば対応させていただきますと。また、地域住民の安全、安心、財産を失うことのないようにリーダーシップをとっていくとの発言もいただきました。

今こそ町長が、この問題に対して道筋をつけていく時だと私は思ひます。先ほどの検討会議の報告を待つことなく、町長が何らかの指針を示していただくべきだと、そういうふうに思ひます。

本気で道の駅を作るならば、今の状況を白紙撤回して、町民に広く意見を求め、時間をかけて議論し、新十津川のシンボルとなるものを計画すべきです。鉄工所跡地利用と道の駅の問題、直売所問題は切り離して考えるべきだと思ひます。

ここで今一度、道の駅問題はすべて白紙に戻し、一から議論を始めるべきだと思ひるので

すが、町長はどう思われているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問のお答えをさせていただきます。

今、3番議員から、さらなる経過を含めて、私の答弁の内容も含めながら質問をいただきました。

道の駅の考え方について、いろいろ意見の食い違うところがあるというふうに思います。道の駅を町主体で作るということは、今までもそのことは発言をしておりませんし、観光振興計画にも載っておりません。したがって、今までの状況と今の状況では、町100パーセントで道の駅を作るということは考えていないわけであります。

そういった状況中で、今、民間が道の駅的なものを最初作るという言い方をしていたのは、歓迎をしていたということでありましたけども、その後さらに、道の駅的ではなく道の駅に、いわゆる格上げをする方策がとれないのかというような提案があって、で、先ほど私の答弁の中で言いました検討会議の中で、そういったことが官民連携の中でうまくいくのかどうか、十分議論をしていただいたところであります。

その報告書については、今、近いうちに報告書が私のところに届くということになっておりますので、その報告書の内容を見て、やはりなかなか民間主導で、いわゆる官を、確かに行政を巻き込んでいるのは事実でありますけども、これは良い意味で巻き込んでいるというふうに、私は今、理解をしているところであります。

なかなか民間主導の中で、いわゆる本来、官がすべきところを自分達のノウハウを活かしてやっていこうというのは、町民のすばらしい発想でありますし、道の駅で一番難しいところは、経営がうまくいくかどうかというものが、やはり官主導でいくとそういったものが一番欠落するところなんですけども、民間が入ることによって、培われたノウハウがそこで生かされた中でこの道の駅ができるかどうかという報告書が、今、近いうちに上がってきて、その報告書を見た中で、私の考え方を示しながら議会に相談して、これを前に進めるかどうかということの議論をしていきたいというふうに考えておりますので、先ほどの答弁が、そのようなことから報告書をもらったあとに確認をし、熟慮したいということのお答えとなったところであることを、ご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

確かに、いろんな視点だとか見方があって、いろんな角度だとか見方によっては、今ほど3番議員さんの言われたような観点もあるのは事実でありますけども、やはりせつかくの民間主導の発想を生かせるかどうかということ十分にそこを考えていく。今、付度という言葉でありましたけれども、特にそういう付度は全くありませんので、行政として、本当にこういう機会が有効に活かせるかどうかというその判断をさせていただきたいための検討会議の報告書であるというふうに理解をしておりますので、それを見てから十分に判断をさせていただきたいことを重ねて、報告と答弁とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員よろしいですか。再々質問。

再々質問を許します。

○3番（鈴井康裕君） 町長に失礼なことを申し上げて申し訳ありませんでした。丁寧な

ご説明ありがとうございます。

道の駅は、この空知管内でも様々な所にできて運営されております。近くでは、雨竜、鶴沼、江部乙に早くからございます。ほかに北竜、深川、歌志内、芦別、奈井江、三笠とありまして、調べましたところ、北海道では既に118か所。全国では1,117か所もの道の駅があるそうです。新十津川町はやはり出遅れた感があります。

この9月23日には当別町で、北欧の風道の駅とうべつがオープンする予定でございます。国道337号線の田園地帯の真ん中、もう少し行くと札幌大橋があるのですが、先日、私もオープン前ですがちょっと行ってきたところであります。

広大な敷地に北欧風の建物、設計者は我が新十津川町の庁舎と同じく株式会社ドーコンであります。実にモダンで田園風景にあっていると、私は感じました。そして、この道の駅は、国土交通省が選定する重点道の駅にも選ばれております。

重点道の駅とは、地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の国土交通省の重点支援で効果的な取り組みが期待できるものでありまして、全国で35か所、北海道ではニセコ、厚田と合わせて3か所があります。

なぜこのような取り組みができたのか。これは官民合わせて知恵をしぼった結果ではないかと、私は思うところであります。

当別町は、今から3年前、平成26年に道の駅検討委員会を立ち上げ、実に4か月の間に8回も委員会を開き答申書を提出しております。その間に食と観光によるまちづくりワークショップを3回開催し、町民の間でもその意義を浸透させております。さらに道の駅開業に向けた売れる商品開発、改良セミナーを開催しております。

このような町全体を挙げての取り組みが国土交通省の選定を受け、さらなる飛躍に結びつくのだと、私は思います。

また、こういう計画が本町で無理であれば、ほかにもやり方があると思います。今年5月14日にオープンした江別市の野菜の駅ふれあいファームしのつが参考になるかと思えます。

国道275線沿い、石狩川を渡る手前のこちらから行くとちょうど左側にある赤レンガ色の建物で、皆さんも一度は目にしたかと、立ち止まって見たことがあるかと思えます。

これは、もともとふれあいの里という直売所があったところで、今年、もう一つの直売組合と共同でこの施設を建てたそうであります。営業期間は4月から11月までは休みなしと。冬季間は閉鎖するそうであります。また、駐車場も普通車61台、大型車3台を確保しています。新鮮な野菜をふんだんに揃え、生産者の顔写真を貼り出し、多くのお客さんでにぎわっています。近くに町村農場が控えているのも大きいのかと思えます。

2年前に発表された新十津川町総合戦略では、平成31年までに直売所の設置目標を3か所とうたっています。ゆめのむらの道の駅構想に目を奪われることなく、こちらの方の直売所設置の取り組みに本腰を入れていただきたいと、私は願うところであります。

やはり正式な道の駅は、大変ハードルが高いと思います。半年の検討で作るべきではないと、そういうものだと思います。今こそ本町は道の駅をあきらめて、直売所の設置に本気で取り組むべきだと、私は思うのですが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど当別の道の駅の事例だとか、お話をいただきました。

当別の道の駅の検討した資料だとか内容も、私もすべては読んで、すごく厚い資料なので、十分そういった内容も確認はさせていただいております。

当別は、そういう行政が中心となって町民のいろんな方々を巻き込んで、道の駅の構想を整備したということは拝聞しているところであります。

今、先ほど説明したのは、行政ではなく民間が主導になってできるかどうかということ、今、検討させていただいておりますので、そういったことも別な視点から取り組んでいることでもありますから、最初からそれを否定するのではなく、そういった民間主導でやるということも十分尊重していかねばならないと思っております。

改めて申し上げますけれども、もう一度、報告書を確認した上で、しっかり判断をさせていただきますので、そういうことは繰り返しさせていただきたいというふうに思います。

それから直売所と今、リンクしたような質問だったというふうに思いますけれども、直売所は直売所を、町内の農業者の方々を中心に設置をしていただきたく、応援条例等も支援をする内容も整備されておりますから、直売所をこのこととすり替えるということではありませんので、直売所は、町内の方々の新鮮な野菜が売れるような、そういう農業者の方々の自家販売を期待をしているところでありますので、そこは切り離れた中でしっかり整備ができることを期待をしていることを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程いたします日程第11から日程第13までの案件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

日程第12、議案第57号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

日程第13、議案第58号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第56号から議案第58号につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今、議案第56号から58号まで3議案、一括上程をいただきましたので、提案理由などを説明させていただきます。

最初に議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更するといたしまして、提案理由でございます。

当該組合の構成団体の名称の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

続きまして、47ページ。

議案第57号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

提案理由でございます。当該組合の構成団体の名称の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、49ページ。

議案第58号でございます。北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。

提案理由でございます。当該組合の構成団体の名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいというふうに思います。3議案ともに当該組合の構成団体の名称の変更によるものでございます。枝幸町ほか2町学校給食組合が、厚沢部が単独処理になったことから、江差上ノ国町学校給食組合に改め、西胆振消防組合が、火葬場整備も加わったことから西胆振行政事務組合に組合の名称が変わったことから、構成団体の名称変更に伴うそれぞれの規約を変更したいとするものでございます。

以上で、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第56号から議案第58号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君）　　ここでお諮りいたします。

次に上程いたします日程第14から日程第18までの案件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第14、認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第15、認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第16、認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第17、認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第18、認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君）　　それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君）　　ただ今、認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括上程していただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げさせていただきます。

最初に51ページ。

認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額83億5,208万4,214円。歳出総額80億6,360万5,512円。歳入歳出差引残額2億8,847万8,702円。うち基金繰入額1億3,355万6,702円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、53ページをお開き願います。

認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額4億1,277万1,040円。歳出総額4億888万598円。歳入歳出差引残額389万442円。うち基金繰入額0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊でございます。

続きまして、55ページ。

認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額1億287万1,067円。歳出総額1億286万1,067円。歳入歳出差引残額1万円。うち基金繰入額0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊でございます。

続きまして、57ページ。

認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額1億9,548万8,312円。歳出総額1億9,548万8,312円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、59ページをお開き願います。

認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額3,341万5,590円。歳出総額3,341万5,590円。歳入歳出差引残額0

円。うち基金繰入額0円。

- 2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

なお、総括概要でございますけれども、会計別決算総括表について、副町長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました、認定第1号から5号までの平成28年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の各会計決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

1、総括概要。

平成28年度は、総合戦略実行元年と位置づけ、子育ての支援と教育の充実を核とした子どもの笑顔があふれるまちの目標実現に向け、第5次新十津川町総合計画に掲げられている政策と合わせて、その実現に向けた取り組みを進めました。

日本経済は、アベノミクスの取組の下、雇用、所得環境が改善し、穏やかな回復基調が続いていますが、個人投資及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっております。地方では、消費者の節約志向が高まり、消費の低迷など、先行きの不透明な状況の中、地域経済に波及効果をもたらすための積極的な公共投資と、安定した行財政運営の維持を両立するため、限られた財源の効率的な配分を行うとともに、基金への積立など将来を見据えた財政基盤の強化に努めました。

歳入については、町税等の適正な課税、徴収、国道支出金の積極的な活用、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めました。

歳出については、効率化の徹底を前提とした計画的な事業執行に努めるとともに、補正予算により弾力的な対応も図ってまいりました。

各会計別の決算の状況は、次に示します2、会計別決算総括表のとおりでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

2、会計別決算総括表。

一般会計。

歳入。予算額84億1,878万3千円、調定額83億7,172万2,974円、収入済額83億5,208万4,214円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額1,200万8,011円で、これは町税の固定資産税が主なものでございます。収入未済額763万749円で、内訳を申し上げますと、1款、町税472万9,156円で、町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額、13款、使用料及び手数料276万5,944円で、公営住宅使用料と駐車場使用料の収入未済額、16款、財産収入13万5,649円で、過年度分の町有地の貸付料でございます。予算に対する増減は、6,669万8,786円の減、執行率99.2パーセント、収入率99.8パーセントでございます。

歳出。支出済額80億6,360万5,512円、翌年度繰越額1億7,118万1千円、不用額1億8,399万6,488円、執行率95.8パーセント、歳入歳出差引額2億8,847万8,702円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入。予算額 4 億 964 万 6 千円、調定額 4 億 1,754 万 5,640 円、収入済額 4 億 1,277 万 1,040 円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額 19 万 3,051 円は国民健康保険税でございます。収入未済額 458 万 1,549 円は国民健康保険税でございます。予算に対する増減は、312 万 5,040 円の減、執行率 100.8 パーセント、収入率 98.9 パーセント。

歳出。支出済額 4 億 888 万 598 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 76 万 5,402 円、執行率 99.8 パーセント、歳入歳出差引額 389 万 442 円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入。予算額 1 億 341 万 4 千円、調定額 1 億 285 万 3,267 円、収入済額 1 億 287 万 1,067 円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額 マイナス 1 万 7,800 円、予算に対する増減は、54 万 2,933 円の減、執行率 99.5 パーセント、収入率 100 パーセント。

歳出。支出済額 1 億 286 万 1,067 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 55 万 2,933 円、執行率 99.5 パーセント、歳入歳出差引額 1 万円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。

歳入。予算額 1 億 9,684 万 2 千円、調定額 1 億 9,687 万 400 円、収入済額 1 億 9,548 万 8,312 円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額 138 万 2,088 円で、これは、1 款、分担金及び負担金が 122 万 400 円で受益者負担金、2 款、使用料及び手数料が 16 万 1,688 円で下水道使用料でございます。予算に対する増減は、135 万 3,688 円の減、執行率 99.3 パーセント、収入率 99.3 パーセント。

歳出。支出済額 1 億 9,548 万 8,312 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 135 万 3,688 円、執行率 99.3 パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。

歳入。3,454 万 8 千円、調定額 3,347 万 8,239 円、収入済額 3,341 万 5,590 円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額 6 万 2,649 円で、これは、1 款、使用料及び手数料の下水道使用料でございます。予算に対する増減は、113 万 2,410 円の減、執行率 96.7 パーセント、収入率 99.8 パーセント。

歳出。支出済額 3,341 万 5,590 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 113 万 2,410 円、執行率 96.7 パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

合計。歳入。予算額 91 億 6,323 万 3 千円、調定額 91 億 2,247 万 520 円、収入済額 90 億 9,663 万 223 円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額 1,220 万 1,062 円、収入未済額 1,363 万 9,235 円、予算に対する増減は、6,660 万 2,777 円の減、執行率 99.3 パーセント、収入率 99.7 パーセント。

歳出。支出済額 88 億 425 万 1,079 円、翌年度繰越額 1 億 7,118 万 1 千円、不用額 1 億 8,780 万 921 円、執行率 96.1 パーセント、歳入歳出差引額 2 億 9,237 万 9,144 円となります。

主要施策の成果につきましては、4 ページから 10 ページまでに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、一般会計の決算の概要を申し上げます。

11 ページをお開き願います。

本会計は、歳入 83 億 5,208 万 4 千円、執行率 99.2 パーセント、歳出 80 億 6,360 万 5 千円、執行率 95.8 パーセントで、差引き 2 億 8,847 万 9 千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入について大別してみますと、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源は全体の39.7パーセント、地方交付税、地方譲与税、国道支出金、町債等の依存財源は60.3パーセントとなっています。

自主財源の内訳は、町税5億9,441万9千円で構成比7.1パーセント、分担金及び負担金5,339万9千円で構成比0.6パーセント、使用料及び手数料1億3,173万1千円で構成比1.6パーセント、財産収入1億963万4千円で構成比1.3パーセント、寄付金7,918万9千円で構成比0.9パーセント、繰入金20億1,410万7千円で構成比24.1パーセント、繰越金1億5,710万6千円で構成比1.9パーセント、諸収入1億7,705万8千円で構成比2.2パーセントとなっています。

依存財源の内訳は、地方交付税32億2,051万7千円で構成比38.6パーセント、地方譲与税1億848万9千円で構成比1.3パーセント、交付金関係1億4,164万6千円で構成比1.6パーセント、国道支出金8億4,264万6千円で構成比10.1パーセント、町債7億2,214万3千円で構成比8.7パーセントとなっています。

歳出の内訳は、議会費5,210万5千円で構成比0.6パーセント、総務費31億4,994万5千円、構成比39.1パーセント、民生費9億3,106万7千円で構成比11.5パーセント、衛生費4億8,715万6千円で構成比6.0パーセント、労働費63万円で構成比0.0パーセント、農林水産業費4億5,592万6千円で構成比5.7パーセント、商工費2億415万6千円で構成比2.5パーセント、土木費6億7,091万7千円で構成比8.3パーセント、消防費2億5,937万7千円で構成比3.2パーセント、教育費4億1,853万6千円で構成比5.2パーセント、災害復旧費1,494万1千円で構成比0.2パーセント、公債費5億5,689万1千円で構成比7.0パーセント、職員費8億6,195万8千円で構成比10.7パーセントとなっています。

次に、198ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。

一般会計。

1、歳入総額83億5,208万4,214円。

2、歳出総額80億6,360万5,512円。

3、歳入歳出差引額2億8,847万8,702円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費過次繰越額ゼロ、(2)繰越明許費繰越額2,492万2千円、(3)事故繰越し繰越額ゼロ、計2,492万2千円。

5、実質収支額2億6,355万6,702円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億3,355万6,702円。

次に、199ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入4億1,277万1千円、執行率100.8パーセント、歳出4億888万1千円、執行率99.8パーセントで、差引き389万円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税2億3,437万5千円で構成比56.8パーセント、手数料4万円で構成比0.0パーセント、繰入金7,582万6千円で構成比18.4パーセント、繰越金4万

円で構成比0.0パーセント、諸収入1億181万9千円で構成比24.7パーセント、国道支出金67万1千円で構成比0.1パーセントとなっています。

歳出の内訳は、広域連合負担金3億6,306万6千円で構成比88.8パーセント、広域連合負担金以外の総務費119万円で構成比0.3パーセント、基金積立金4,432万1千円で構成比10.8パーセント、諸支出金30万4千円で構成比0.1パーセントとなっています。

続いて、220ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

国民健康保険特別会計。

1、歳入総額4億1,277万1,040円。

2、歳出総額4億888万598円。

3、歳入歳出差引額389万442円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額389万442円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、221ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入1億287万1千円、執行率99.5パーセント、歳出1億286万1千円、執行率99.5パーセントで、差引き1万円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料6,902万4千円で構成比67.1パーセント、手数料3千円で構成比0.0パーセント、繰入金3,379万4千円で構成比32.9パーセント、繰越金5万円で構成比32.9パーセント、繰越金5万円で構成比0.0パーセントとなっています。

歳出の内訳は、総務費64万8千円で構成比0.6パーセント、後期高齢者医療広域連合負担金1億221万3千円で構成比99.4パーセントとなっております。

次に、234ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

後期高齢者医療特別会計。

1、歳入総額1億287万1,067円。

2、歳出総額1億286万1,067円。

歳入歳出差引額1万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1万円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、235ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入歳出ともに1億9,548万8千円、執行率99.3パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、受益者負担金11万1千円で構成比0.1パーセント、使用料6,510万3千円で構成比33.3パーセント、国庫支出金343万円で構成比1.8パーセント、一般会計繰入金1億2,381万6千円で構成比63.3パーセント、諸収入62万8千円で構成比0.3パーセント、町債240万円で構成比1.2パーセントとなっております。

歳出の内訳は、下水道整備費3,982万1千円で構成比20.4パーセント、下水道維持費2,617万4千円で構成比13.4パーセント、公債費1億2,949万3千円で構成比66.2パーセントとなっています。

次に、248ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

下水道事業特別会計。

1、歳入総額1億9,548万8,312円。

2、歳出総額1億9,548万8,312円。

3、歳入歳出差引額はゼロ。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額はゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、249ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入歳出ともに3,341万6千円、執行率96.7パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、使用料779万6千円で構成比23.3パーセント、国庫支出金378万円で構成比11.3パーセント、繰入金2,184万円で構成比65.4パーセントとなっております。

歳出の内訳は、農業集落排水事業費1,369万4千円で構成比41.0パーセント、交際費1,972万2千円で構成比59.0パーセントとなっています。

続いて、260ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額3,341万5,590円。

2、歳出総額3,341万5,590円。

3、歳入歳出差引額ゼロ。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額ゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 議長の指示をいただきましたので、決算審査の意見書を朗読をもって行います。

平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された平成28年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められた。

また、予算の執行及び行財政運営については、総じて適切であると認められた。

次に、決算の概要については、記載のとおりでございますので省略いたします。

審査意見を述べます。11ページをお開きください。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略いたします。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、一時的な資金不足も発生せず、財政運営についても計画的に行われているものと認める。町税は、昨年度に比して収納率が若干低下したものの依然として高い数値を維持しており、また、全ての税目において収入未済額が減少するなど、徴収業務の組織的な取組みの成果であると評価する。

また、公営住宅使用料においては、現年度分の収納率は99.46パーセントと高い数値であるものの滞納繰越分の収納率は前年度比で5.26パーセント低下しており、次年度への繰越額が増加していることから、引き続き積極的な収納対策に努められたい。

今後とも、これらの債権管理においては、自主財源としての重要性に鑑み、新十津川町債権管理に関する条例や法的手段を含めた厳格な対応を行うことを原則としつつも、滞納者のおかれている状況を的確に把握し、きめ細やかな対応を図られ、収入未済額の縮減に一層努められたい。

また、平成29年第1回定例会での一般会計補正予算第6号において、実績見込みによる不用額を約2億5千万円とし、減額補正したが、最終決算では、約1億8千万円の不用額が生じた。経費節減に努めた結果であると判断するが、必要な事業にはしっかりと経費を投じ、メリハリのある財政運営を行う上でも予算編成に当たっては、充分精査をされたい。

次に特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略いたします。

各特別会計においては、より一層、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたい。

最後にむすびとして、意見を述べます。

平成28年度の日本経済は、年度前半は熊本地震による影響や中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化などから企業の生産、輸出活動の一部に鈍さが見受けられたが、年度後半は予算減による公共投資の減少や、住宅投資の増勢鈍化などが明確となる中、円安、ドル高が進行したこと、米国、欧州、中国などが緩やかな成長を続けたことなどを受けて輸出の増勢が徐々に強まり、緩やかな景気回復基調を維持した。

一方、平成28年度の道内景気は、8月の台風被害による影響が一部の地域、業種に残存

する中、観光関連需要の好調さに加え、公共投資や住宅投資など道内需要の押し上げもあり、全体としては持ち直し基調で推移した。

こうしたことから平成28年度の景気動向は、全体として緩やかな回復傾向にあるとされているが、町内においては、個人住民税に伸びがあったものの、法人町民税においては、前年度から158万7,600円減少しているなど、本町を取り巻く経済状況は、依然として厳しい状況が続いているものと判断される。

こうした中、平成28年度は、総合戦略実行元年と位置付け、子育て支援と教育の充実を核として子どもの笑顔があふれるまちを目標に、第5次総合計画の5年目の年として地域経済の活性化、人口減少対策、高齢者支援、健全財政の維持を重点政策として積極的に取り組まれ、目標の実現に向け、鋭意努められた。

本町の財政状況においては、財政健全化を図るため、財政基盤の強化に努め、行財政改革、地方債の繰り上げ償還などに取り組んだ結果、道内でも有数の健全な状況となっており、経常収支比率が74.4パーセント、実質公債費比率は単年度マイナス1.4パーセント、過去3年平均はマイナス0.7パーセントと、昨年度に増して低い数値を示し、また、実質収支においても黒字を達成しております。

だが、本町の今後の財政状況は、少子高齢化社会の進展に加え、足踏み状態が続いている地域経済の影響などから、町税収入の大きな伸びが見込めない一方で、社会保障関係費や公共施設の経年劣化に伴う維持管理費の増加、新たな住民ニーズへの対応経費などにより、厳しくなってくるものと予測される。

今後においても予算及び事業の執行にあたっては、少子高齢化や人口減少社会など長期的な社会情勢の変化を見据えるとともに、多様化する新たな行政需要に対応できるよう、町民及び関係者の多様な意見や庁内論議を踏まえた慎重な検討がなされることを期待するとともに、常に経済性、効率性、有効性の観点からの検証を行い、限られた財源、資源を効果的に活用しながら、将来世代にわたって持続可能な新十津川町の実現に向けた行政運営に努められたい。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を進めるとの申し合わせでございます。

本案につきましては、議会運営委員会の申し合わせにより、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第15、認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第16、認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第17、認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第18、認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の議員で構成する、決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

4時30分まで休憩いたします。

(午後4時24分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後4時30分)

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員会の正副委員長の選任につきまして、代表して白石議員から結果の報告を願います。

5番、白石昇君。

[5番 白石昇君登壇]

○5番（白石昇君） ただ今審議をいたしました。私の方から選考結果を発表させていただきます。

委員による互選の結果、決算審査特別委員会委員長には青田良一議員、副委員長には杉本初美議員。以上になりましたので、ご報告を申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、報告がございましたように、決算審査特別委員会委員長に青田良一君、副委員長に杉本初美君が選任されましたので、よろしく願いいたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、報告第7号、平成28年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第7号、平成28年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度新十

津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年度新十津川町健全化判断比率。

実質赤字比率、バー。

連結実質赤字比率、バー。

実質公債費比率、マイナス0.7パーセント。

将来負担比率、バーでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第7号、平成28年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明を申し上げます。

平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、都道府県及び市町村等の地方公共団体の財政健全化を進めるために、財政の健全指標となる健全化判断比率を設定いたしまして、この数値を超える地方公共団体に対しては、早期健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けるとともに、財政再生団体になった場合には、国の管理下において再生するという内容を定めております。

さらに、国では各年度の決算状況に基づいて、全ての地方公共団体の財政指標を公表することとしておりまして、平成28年度決算につきましても、9月末までに公表することとなっております。

健全化判断比率の対象でございますが、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金、さらには第3セクター等への負担も含め、地方公共団体の歳出総計すべてが対象となっております。

数値の求め方を記した説明資料を別添で用意いたしましたので、こちらの資料も併せてご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。

右上に、報告第7号、第8号説明資料と記された2枚ものの資料をご覧いただきたいと存じます。

健全化法においては、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、ここに記します4つの財政指標を健全化判断比率として定めてございます。

この4つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合を基本に算出するものでございます。

算定においては、標準財政規模という数値が、分母の基本数値となりますが、この数値は、町が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを示すもので、標準税収入額、普通地方交付税額、臨時財政対策債発行可能額などの合計で求められます。

平成28年度の本町の標準財政規模を計算いたしますと、39億7,542万2千円となります。初めに、赤字比率の関係でございます。

1、実質赤字比率は、町の一般会計に生じる赤字の大きさを、町の財政規模に対する割

合で表したのですが、一般会計の実質赤字額は、ありませんので、なしとなります。

2、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の全てに生じている赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したのですが、本町においては、全会計において赤字額がありませんので、なしとなります。

次に、資料2ページをお開き願います。

3、実質公債費比率ですが、町の借金である地方債の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、3か年平均で算出されます。

計算の方法についてご説明をいたします。

まず、分子となる数値についてでございますが、(A)一般会計の元利償還金に、(B)特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの、(C)一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、(D)債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものを加え、そこから、(E)特定財源として、公営住宅使用料と、(F)普通交付税に算入された元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

次に分母でございますが、標準財政規模から、分子の計算でも控除した、(F)普通交付税に算入された元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

平成26年度から平成28年度まで、それぞれの年度の分を計算いたしまして、3年平均したものが、実質公債費比率となります。

今年度は、マイナス0.7パーセントとなり、前年度のプラス0.5パーセントに比べて1.2ポイント改善されてございます。

なお、マイナスの表記につきましては、計画的な繰上償還を続けてきたことから、借金の返済額より、基準財政需要額算入額をはじめとする充当可能財源の額が大きいことを意味してございます。

なお、この指標の早期健全化基準は、25パーセント以上とされてございます。

次に、資料、3ページをご覧くださいと存じます。

4、将来負担比率でございますが、町の地方債など、現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものでございます。

計算の方法についてご説明いたします。

まず、分子についてご説明いたします。(A)の将来負担額から、(B)充当可能基金額、(C)特定財源将来見込額、(D)普通交付税に算入される、地方債の年度末残高に対する将来の基準財政需要額見込額を除いたものとなります。

(A)の将来負担額につきましては、①一般会計等地方債現在高。②一般会計以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額。③町が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる町の負担等見込額。④退職手当支給予定額、これら、全てを加えたものとなります。

次に分母でございますが、標準財政規模から、(E)普通交付税に算入された元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を除いたものとなります。

本町の場合は、充当財源が、将来負担額を上回りますので、分子がマイナスとなり、計算上、マイナス153.6パーセントとなり、将来負担比率は、なしとなります。なお、この指標の早期健全化基準は、350パーセント以上となっております。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 平成28年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成28年度新十津川町一般会計ほか4特別会計に係る健全化判断比率の審査を終了したので、その審査結果について、次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期間、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

次に、審査の結果について申し上げます。

（1）総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、平成28年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成28年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、平成28年度の実質公債比率は、マイナス0.7パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、早期健全化基準は、350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は、算出されておられません。

（2）個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

（3）是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第7号、平成28年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、報告第8号、平成28年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第8号、平成28年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年度新十津川町資金不足比率。

特別会計の名称、資金不足比率でございます。

下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計、いずれも資金不足比率はバーでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第8号、平成28年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

先ほどご覧いただきました報告第7号、8号説明資料の4ページ、資金不足比率算出資料の部分も併せてご覧ください。

資金不足比率は、下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを測るものでございます。

公営企業は、原則的に事業経営に伴う収入で経営しなければならないこととされておりますので、公営企業会計の経営悪化によって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう事前に確認するものでございます。

本町においては、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が報告の対象となります。

計算の方法につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額を、それぞれの公営企業の事業規模で割って、求めることとなっております。

本町においては、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので、なしとなります。

なお、この指標での経営健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となります。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう

お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。
ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。
山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） それでは、平成28年度新十津川町資金不足比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

（1）総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成28年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

（2）個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

（3）是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。
直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、平成28年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議案調査及び決算審議のため、9月12日、午後2時まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は、9月12日、午後2時まで休会とし、9月12日午後2時から再開いたします。

なお、本会議休会后、引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後 4 時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第3回新十津川町議会定例会

平成29年9月12日（火曜日）

午後1時50分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 陳情第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
（委員会報告第4号）
- 第3 議案第55号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第58号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第59号 新十津川町教育委員会委員の任命について
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第60号 新十津川町公平委員会委員の選任について
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第61号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第10 決算審査特別委員会審査報告（委員会報告第5号）
- 第11 認定第1号 平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
（討論及び採決）
- 第12 認定第2号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（討論及び採決）
- 第13 認定第3号 平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について（討論及び採決）
- 第14 認定第4号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（討論及び採決）
- 第15 認定第5号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（討論及び採決）
- 第16 発議第7号 林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意
見書
- 第17 発議第8号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 第18 議員の派遣について
- 第19 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
会計管理者	谷口	秀樹	君
保健福祉課長	遠藤	久美子	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	村中	忠夫	君
教育委員会事務局長	中畑	晃	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時50分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

9 番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。

◎陳情第 3 号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2、陳情第 3 号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情を議題といたします。

本件の審査結果につきまして、所管の経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員会委員長、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今議長より指示を受けましたので、定例会初日に議長より付託を受けた案件についてのご報告をいたします。

委員会報告第 4 号、平成29年 9 月 7 日付けでございます。報告は、当委員会から議長宛てとなっております。

それでは報告いたします。

経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記として、議案等の番号、陳情第 3 号。

件名は、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情でございます。

審査結果は、採択すべきものと結果となったものでございます。以上、報告をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査報告を終わります。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

陳情第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定いたしました陳情第3号について、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため、暫時休憩いたします。

〔議案配布〕

〈暫時休憩〉

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思っております。

日程第18の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第19とし、日程第17の議員の派遣についてを日程第18とし、日程第16の次に日程第17として、発議第8号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第55号から議案第58号までの議件につきましては、9月7日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第55号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 6款1項2目の酒米粉活用研究事業のところで、酒米粉の特許出願中なのか、もう既に出願して許可されているのか。そしてまた、酒米粉の商品とはどういうものなのか、差し支えなかったらお聞かせ願いたいと思います。

それから特許を取得した場合、特許の権利者はどこになるのか、あるいは収益はどういうふうな案分がされるのかということの説明をしていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは5番議員さんのご質問にお答えいたします。

酒米粉特許の関係ですが、出願中か許可登録されているのかというご質問の件ですが、これについてはまだこれからですので、出願も登録もまだされておられません。

それと酒米粉の活用のための提案と言いますか、どのようなものを作っているかということで、農研機構と共同研究しておりまして、酒米粉を原料としました製品または副産物ということで4点ほど提案を受けております。

内容については、甘酒ですとか甘味料あとヨーグルト、パンの改良材というようなことで提案を受けております。

それと特許を出願、指定登録になった場合ですけれども、特許の出願については、今の段階で恐らく農研機構との共同による出願というふうになるのではないかというふうに考えております。共同となったときに、そのあと特許権による特許料の特許使用料については、今後、農研機構との話し合い、協議の中で決めていくこととなります。

また、権利者については共同出願、権利使用料については、これからというようなことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 先般、旭川で酒米を使った甘酒が爆発的に売れているという記事を読んで、この議案を見たときに、何かすごく期待ができるんでないかなとひそかに思っております。どうぞ頑張って、うちの町の酒米粉の商品が開発されれば良いなと思っております。以上、つけ加えておきます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君

○8番（青田良一君） 29ページの企画費で、共同賃貸住宅促進事業ということで、この件については、町は公営住宅はもう増やしませんという。それで民間の賃貸住宅を、住宅に困っているという人いますから、そういう方々のためにそういった施策でもって住む所を広げていきたいんだと、多くしていきたいんだということでやっているようでございますけれども、今現在、この6戸分を除きまして、その施策の上に乗っかって、その民間の賃貸住宅というのは、この制度に乗ったものは何戸建っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

併せまして、今後、私も西内さんと一緒に、委員会等でもちょっと議論したいなと思っておりますけれども、民間のアパートには高くて入れないんだという声が非常に多いんですね。町がせっかくお金を出して引っ張ってきて、建てましたと。けれども公住あたり

と比較するとべらぼうに高いと。これじゃあとっても私達は入れないと。せっかく建てるのだから、お金だけではなくて、もう少し月額家賃というんですか、そういったものを町が誘導するようにして、ある程度、表現はちょっと不適切かもしれないけども、まだ、給与たくさんもらっていない若い世帯なんかは新しくそういう所に入れるような、そういうふうな施策にまで広げていくべきだなと、私は思うんですけども、その辺も含めましてちょっとご回答いただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えを申し上げます。

現在までの住宅の戸数ということでございますが、平成17年度から本補正を提案する前、現状でございますが46戸ということで住宅が供給されることとなつてございます。今回6戸ということで、合わせまして52戸の住宅の供給がなされる見込みでございます。

二つ目の質疑でございます。家賃をもう少し低廉なものに町として誘導できないかということでございますが、現在のところは、この共同賃貸住宅の条例の中にはそういった条件は付してございません。将来的に、この制度を継続あるいは改編するといった場合に、そういったことも検討の中に入ってくるかもしれませんが、現在のところは、この共同賃貸住宅アパートの家賃の誘導ということは、現在は考えてございません。所得の若干満たない方と言いましょか、低い方に関しては公営住宅というなことで、そちらの入居の方に現在は向いていただくというようなことでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 質問としたらちょっと外れるかなと思いますが、37ページ、商工費の地場産業振興費、今回、奈良県知事のお世話で新十津川の農産物も東京で販売していただけるというようなお話でございますが、このお店の場所といいますか、もう少し詳しいどこどこですと言われるようなことが、今、手元にございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課（後木満男君） それでは9番議員さんの質疑にお答えいたします。

今回の奈良県、十津川村三者協定によるPR事業でございますが、主に奈良県にございます駅周辺のにぎわい回廊という施設。それと東京にございます奈良のアンテナショップのまほろば館。主にこの奈良と東京でのPR事業になるということで、予算計上させていただきました。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 副町長。

○副町長（小林透君） それではちょっと私の方でつけ加えます。

東京においては、日本橋にございます三越駅の向かい、道路向かいにございます奈良のアンテナショップまほろば館というところで、まずイベントをするということでございます。

それとですね、奈良県の奈良駅のJRプラザのうまいもの館というところにも、本町の特産品を配置していただくという予定がございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 40ページの消防費なんですけれども、Jアラート。新型の受信機ということで10秒が1、2秒になるという事で、これは非常に良いことだなど思うのですけれども、それはそれで結構なんですけれども、この間、きっと新聞に書いてあったので読まれた方もいると思うのですけれども、美唄市が年寄りの方が多くて、耳が遠くて、新型受信機、防災無線も聞けなかったりすることが考えられるので、Jアラートが鳴る時には、一斉にサイレンを鳴らすんだという方向で、そういうふうにしたそうでありまして。全くそうだなと思って感心をして、うちも後期高齢化率は37だ、38だというふうにな、どんどん上がっていく中で、やはりサイレンというのは、消防なんかでも火災の時に、すぐみんな気がつくぐらいのことがあるんでね、そういうふうな方法を、うちの町もとったらいいのではないかと思いますけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の10番議員の質疑にお答えをいたします。

Jアラート、万が一使用の際にサイレンを使用してはということですが、多分、美唄市さん、あるいは先般滝川市さんでもそういった音を鳴らしたというお話、新聞報道にあったかと思いますが、本町の場合は、Jアラートと防災無線が連動してございます。防災無線は加えまして本町の場合は、屋外に拡声機を持ってございまして、8か所全町に設置をしております。

このJアラートが鳴った場合にはですね、Jアラート専用の音声、サイレンというものが設定されてございます。

先般8月の29日でしたか、朝鮮のミサイルが発射したときに、朝、消防のサイレンよりもう少し低い別の音で本町では鳴ったかと思っております。これがありますので、本町においては、別に消防のサイレンを鳴らすということは想定してございません。国が進めておりますこのJアラートのサイレンをもって、皆さんにお知らせするという状況でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 今のサイレンですけれども、全地区鳴るということですか、花月も大和も。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の10番議員の質疑でございますが、8か所全地区一斉に鳴るということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 続いて43ページ、教育委員会の所管なんでしょうけれども、地域おこし協力隊の制度を使ってということなんだろうと思うのですけれども、スポーツ振興の指

導者をお雇いになるというふうな説明だったと思うんですけども、かなりの量のプログラムが用意されまして、いわゆる基礎理念である、誰でも参加して楽しめるような生涯スポーツということでやっていらっしゃるの存じあげておりますけども、この方をどういう形で活用するお気持ちなのかという部分のことです、つまり教育委員会の方に置いとくのか、それともスポーツセンターの方に行って、実際にその実技をしている人達の中に入れて、そして指導の任に当たってもらうのか、そういう説明がなかったように思うんですね。

併せまして、この方はそういった意味で、例えば、教育大学のスポーツのところを卒業をしているんだとか、やはり同じ人選をするのであれば、より基礎知識を個人がお持ちになった上で指導を展開できるような人材を派遣してくれた方が住民はうれしいかなと思いますので、そういったことについてちょっとご回答いただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは8番議員さんのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊を活用しての募集ということで、募集につきましては、これから予算いただきましてから行いたいというところがございますけども、先に活用方法でございますが、教育委員会で地域おこし協力隊の方を募集をかけまして、その後においては、活動拠点をスポーツセンターに置いていただくといった中で、今、体育協会に取り組んでいただいているスポーツクラブ、これの実技的な指導と併せまして運営の方の強化、これを図っていききたいとするものでございます。

地域おこし協力隊の制度にのっとっての採用を考えておりますので、当面、任期は1年ということで考えているところがございますけども、そこで、その募集要件といたしましては、スポーツに関する指導資格また指導経験を有して、かつスポーツクラブの運営に携わる能力を有しているものであって、地域おこし協力隊員としての条件、これは国で定めている条件もございますから、それを満たしている方を、今、募集をかけたいとするところでございます。

当面、応募していただける方がある程度見込んでいる中で、今、何とか予算にこぎつけたというところがございますが、必ずしも、今のところ特定しているのではなくて、公募した中で良い人材が応募していただければ、その中から面接等を行いまして採用したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第57号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第58号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第59号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第59号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1017番地。

氏名、松倉寿人、昭和35年5月16日生まれ、57歳であります。

提案理由、教育委員会委員が平成29年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

このたび9月30日をもって任期満了を迎えます熊澤定男氏の後任であります。

その後任として、松倉寿人は、昭和59年に社会教育委員に就任されたのがはじめとし、青少年問題協議会委員などを務められ、平成13年には花月小学校PTA会長として学校運営にご貢献されました。さらに平成17年からは3期9年にわたり農業委員会委員を務められ、3期目は会長としてその職責を全うされました。そのほか総合計画審議会審議員、商工業振興委員会委員など歴任され、行政全般にご尽力されております。

このような抱負な経歴を示すとおり、松倉氏は人格が高潔で地域からの人望も厚く、性格温厚にして判断力に富み、常に信念をもって誠実に行動する人柄であり、教育行政を審議する委員として適任であることから、教育委員として任命いたしたく、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第60の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第60号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第60号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央38番地4。

氏名、中川和枝、昭和37年12月18日生まれ、54歳であります。

提案理由でございます。

公平委員会委員が平成29年9月17日付けで任期満了となるため、地方公務員法第9条の

2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

中川和枝氏は、平成25年9月に公平委員に選任され、本年9月17日をもって1期目の任期が満了になることから、引き続き公平委員として選任するものであります。

中川和枝氏は、公平委員のほか、平成22年4月まで行政評価外部評価委員会委員を、また、平成26年4月からは社会教育委員を務めるなど、経験、実績ともに十分であり、人望厚く識見を備えておりますので、公平委員として適任であると考え、引き続き選任することについて、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めす。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第61上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第61号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第61号、新十津川町固定資産評価委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地85。

氏名、天間壽俊、昭和27年3月10日生まれ、65歳であります。

提案理由であります。

固定資産評価審査委員会委員が平成29年9月30日で任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

このたび任期満了を迎えます長谷川優氏の後任となります。

固定資産の価格に関する不服の内容審査に当たっては、幅広い識見が求められておりまして、天間氏は、新十津川町職員及び商工会職員としての職歴は、公正中立な立場である固定資産評価審査委員として適任であると考え、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、決算審査特別委員会審査報告を行います。

本件につきましては、9月7日の定例会本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員長よりお願いいたします。

決算審査特別委員長、青田良一君。

〔決算審査特別委員長 青田良一君登壇〕

○決算審査特別委員長（青田良一君） それでは議長より指示をいただきましたので、決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された次の認定議案について審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により、報告します。

認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて。

1、審査経過。

平成29年9月7日開会の第3回定例会で当委員会に付託されました、平成28年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定について、平成29年9月7日、8日、11日及び12日に所管担当課の説明を聴取し、審査を行いました。

審査の結果でございますけれども、認定1号から5号まで、すべてについて認定すべきものということで、報告をさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、認定第1号、平成28年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第2号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、認定第2号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第3号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、認定第3号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第4号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、認定第4号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第5号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、認定第5号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、発議第7号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一登壇〕

○8番（青田良一君） 発議第7号、これにつきまして、内容の説明を申し上げたいと思います。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するということでございます。

裏面の意見書案としてのまとめがございますので、これの朗読をもちまして皆様方への説明とさせていただきます。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

森林は、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、森林が多く所在する市町村の雇用、所得の拡大が図られ、地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現

に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取り組みが進められてきたところでございます。

また、国では、市町村主体の新たな森林整備を進める財源といたしまして、森林環境税（仮称）でございます。の創設に向けた検討を進めているところでございます。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実と強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望いたします。

記。一つといたしまして、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、森林環境税を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議長名をもちまして、提出先でございますけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣をはじめ、所管の関係大臣に宛て提出するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣といたします。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、発議第8号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） それではご説明いたします。前もっては、先ほどの委員会報告について、議員各位の賛同をいただきましたことについて、改めてお礼を申し上げたいと思います。ついては、その件について意見書を提案したいと思います。

発議第8号。日時は、平成29年9月12日。提出先は、議長ということで、提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

表題は、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書ということで、このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するというので、裏面をお開き願いたいと思います。

意見書案についての朗読説明を申し上げます。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免税制度が平成27年3月末で廃止される予定であったが、索道事業者等からの強い要望により、3年間の延長措置が認められ、平成30年3月末で適用期限を迎える。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

当町におけるスキー場においても、安全、安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというので、平成29年9月12日付け。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹ということで、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣宛てとするものでございます。

皆さまの賛同をお願い申し上げまして、提案の説明に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより発議第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第8号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。
提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣といたします。

◎議員の派遣について

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。
事務局長より、内容の説明をさせます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣についてご説明申し上げます。
自主研修の申し出による派遣が2件であります。
1件目、研修名は、議会の政策立案機能、監視機能を活かし、議会力、議員力を高めるです。
派遣場所は、京都府京都市。
期間は、10月23日から10月25日までの3日間。
派遣議員は、鈴木議員でございます。
経費につきましては、概算で9万6千円です。
2件目、研修名は、市町村アカデミー開設30周年記念特別講演会、人口減少時代の政策課題です。
派遣場所は、千葉県千葉市にあります市町村職員中央研修所。
期間は、10月31日から11月1日までの2日間。
派遣議員は、長谷川議長でございます。
経費につきましては、概算で7万4千円です。
以上、議員の派遣の内容でございます。
- 議長（長谷川秀樹君） ただ今議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員